

第2次中標津町生きるを支える 自殺対策行動計画

計画期間：令和6年度～令和10年度

中 標 津 町

はじめに



自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、精神保健上の問題だけではなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等、様々な社会的要因があることが知られています。我が国の自殺者数は依然として毎年2万人を超えており、本町においても毎年尊いいのちが失われているという深刻な状況にあります。

国は、平成28(2016)年に自殺対策基本法の一部を改正し、全ての自治体に対し、「生きることの包括的支援」を基本理念とする自殺対策計画の策定を義務付けました。こうした中、本町では、平成31(2019)年3月に精神保健対策だけではなく、自殺における様々な要因に対応するため、「中標津町生きるを支える自殺対策行動計画」を策定し取組を進めてまいりました。

このたび、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5か年を計画期間とする「第2次中標津町生きるを支える自殺対策行動計画」を策定し、これまでの取組を踏まえ自殺対策を総合的に推進するための具体的な施策を定め、本町の全事業の中から「生きる支援」に関連する事業を総動員し最大限生かすことで全庁的な取組として本計画を推進するとともに、様々な分野の関係機関や団体と連携を図りながら「誰も自殺に追い込まれることのない中標津町」の実現を目指してまいります。

最後に、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提案をいただきました中標津町生きるを支える自殺対策行動計画策定委員会の委員の皆様、アンケートにご協力いただいた町民の皆様並びに関係者各位に深く感謝申し上げます。

令和6年3月

中標津町長 西村 穰

目次

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の目標	3
5. 計画の策定体制	3
6. 検証・評価の仕組み	4

第2章 中標津町の自殺の現状

1. 自殺者数・自殺死亡率の推移	5
2. 性別・年齢階級別の自殺者の状況	6
3. 原因・動機別の自殺者の状況	9
4. 自殺者における未遂歴の有無	9
5. 地域自殺実態プロファイルからみた中標津町の特徴	10
6. こころの健康に関するアンケート調査結果	13
7. 生きるを支える町民アンケート調査結果からみる現状	14
8. 第1次計画の進捗と課題（平成31年度～令和5年度）	27

第3章 自殺対策における取組

1. 施策の体系	30
2. 5つの基本施策	31
(1) 地域におけるネットワークの強化	31
(2) 自殺対策を支える人材の育成	33
(3) 住民への啓発と周知	34
(4) 生きることの促進要因への支援	35
(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	37
3. 4つの重点施策	38
(1) 子ども・若者への対策	38
(2) 勤務・経営問題への対策	40
(3) 高齢者への対策	42
(4) 生活困窮への対策	43
4. 生きる支援関連施策一覧	44
5. 施策に対する指標	55

参考資料

1. 自殺対策基本法	58
2. 中標津町生きるを支える連携会議設置要綱	63
3. 中標津町生きるを支える地域連絡会議設置要綱	65
4. 中標津町生きるを支える自殺対策行動計画策定委員会設置要綱	66

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

我が国の自殺者数は、1998年（平成10年）に3万人を超え、2006年（平成18年）10月に自殺対策基本法が施行され、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、3万人台から2万人台に減少するなど着実に成果を上げてきたといえます。しかし、それでも年間の自殺者数は毎年2万人を超えるという非常事態が続いています。

また、北海道においても国と同様の減少傾向にあるものの、自殺死亡率は全国平均を上回り、依然として毎年900人余りの方が自ら尊い命を絶つという深刻な状況が続いています。

そのような中、2016年（平成28年）に自殺対策基本法の一部が改正され、市町村における「自殺対策基本計画」の策定が義務付けられました。これに伴い、当町では平成31年3月に「中標津町生きるを支える自殺対策行動計画」を定め、これまで具体的な施策を進めてきたところです。

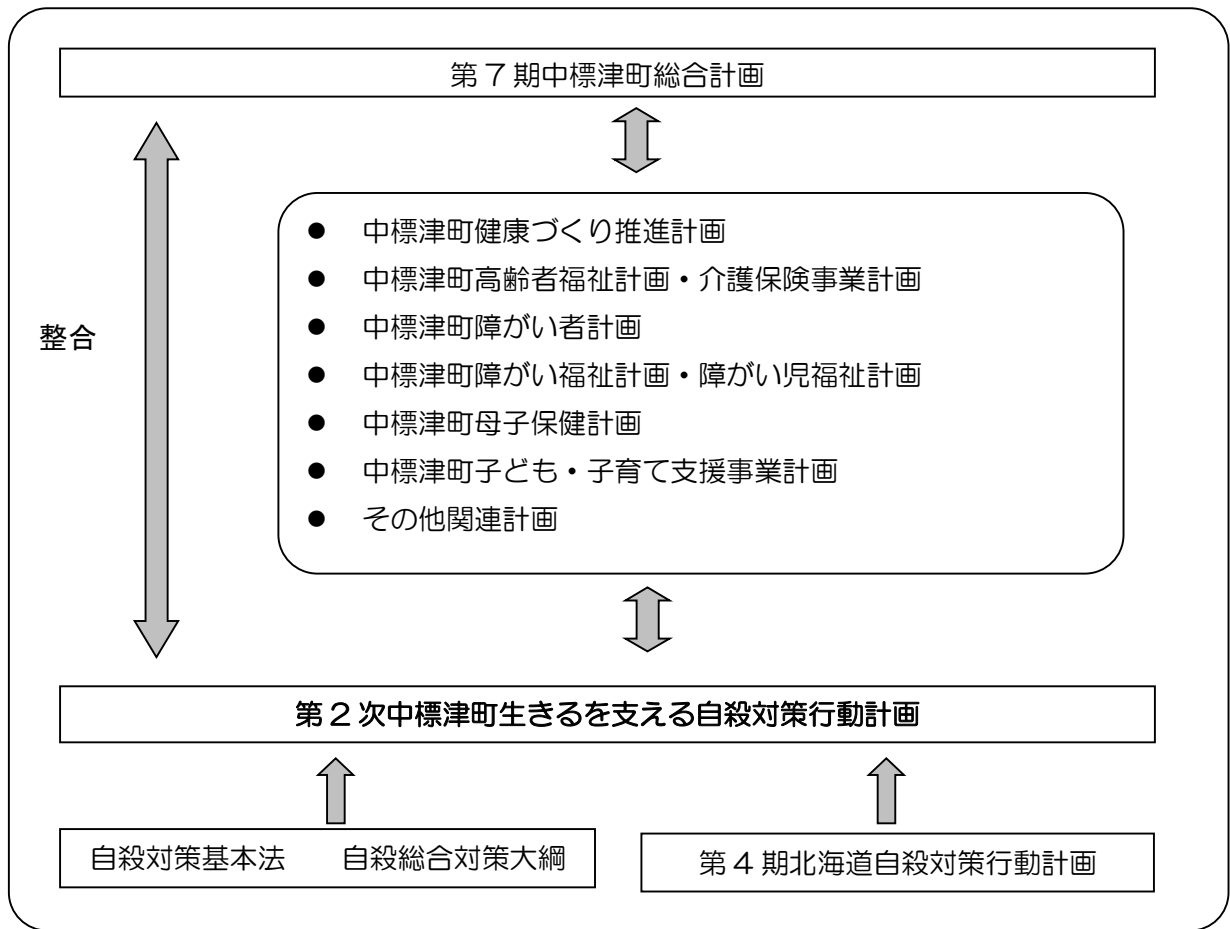
自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立など様々な社会的要因があることが知られています。

この度、これまでの施策の推進状況を踏まえ、国が2022年（令和4年）10月に見直した「自殺総合対策大綱」の「いのち支える自殺対策」という基本理念のもと、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、本計画を策定することとしました。

2. 計画の位置づけ

この計画は、自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として位置づけ、中標津町の状況に応じた自殺対策を推進していくための目標や方向性を定めるものです。

自殺対策には保健・医療・福祉・教育・労働その他の関連施策との有機的な連携が必要です。そのため、「第7期中標津町総合計画」を上位計画とし、計画の推進にあたっては、各関連計画との整合性を図るものとします。（中標津町健康づくり推進計画、中標津町高齢者福祉計画・介護保険事業計画、中標津町障がい者計画、中標津町障がい福祉計画・障がい児福祉計画、中標津町母子保健計画、中標津町子ども・子育て支援事業計画等）



また、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主に以下のゴール（ターゲット）の達成を目指し、取り組みます。



3. 計画の期間

令和 6 年度（2024 年度）から令和 10 年度（2028 年度）までの 5 年間とします。

4. 計画の目標

自殺死亡率を【人口 10 万対 平成 30 年～令和 4 年（平均）：24.0】から、全国平均の【人口 10 万対 令和 4 年：17.25】以下までに減少させ、「誰も自殺に追い込まれることのない中標津町」の実現を目指します。

5. 計画の策定体制

計画の策定にあたり、庁内体制による各事業の見直しを行いました。また、町民から寄せられた意見・提案等を総合的に検討し、計画に反映するよう努めました。計画策定に際し、「中標津町生きるを支える自殺対策行動計画策定委員会」において意見を聴取しながら検討を進めました。

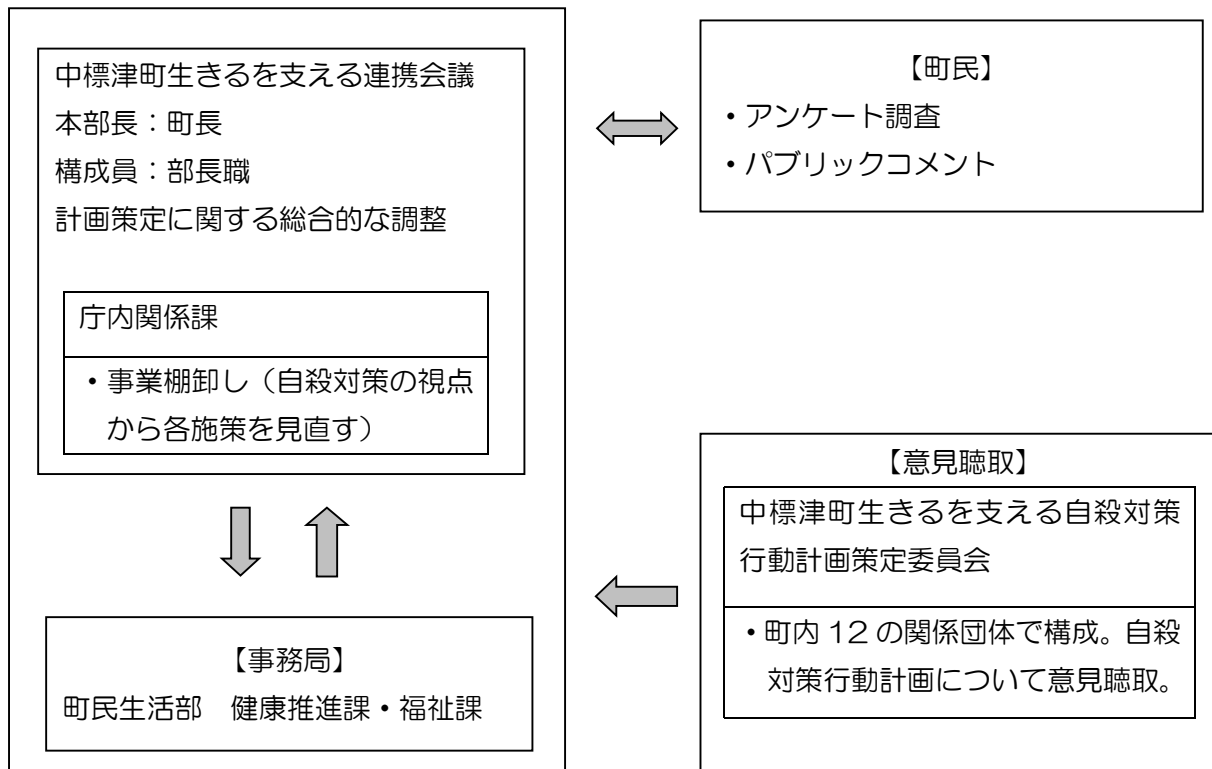
（1）町民参加

- ・ アンケート調査～町民に対し、ストレスや悩みに関すること、自殺に対する考え等についてアンケート調査を実施しました。
- ・ パブリックコメント～計画素案のパブリックコメントを実施し、寄せられた意見や提案等を考慮して計画を決定しました。

（2）中標津町生きるを支える自殺対策行動計画策定委員会

（3）中標津町生きるを支える連携会議

【計画策定体制図】



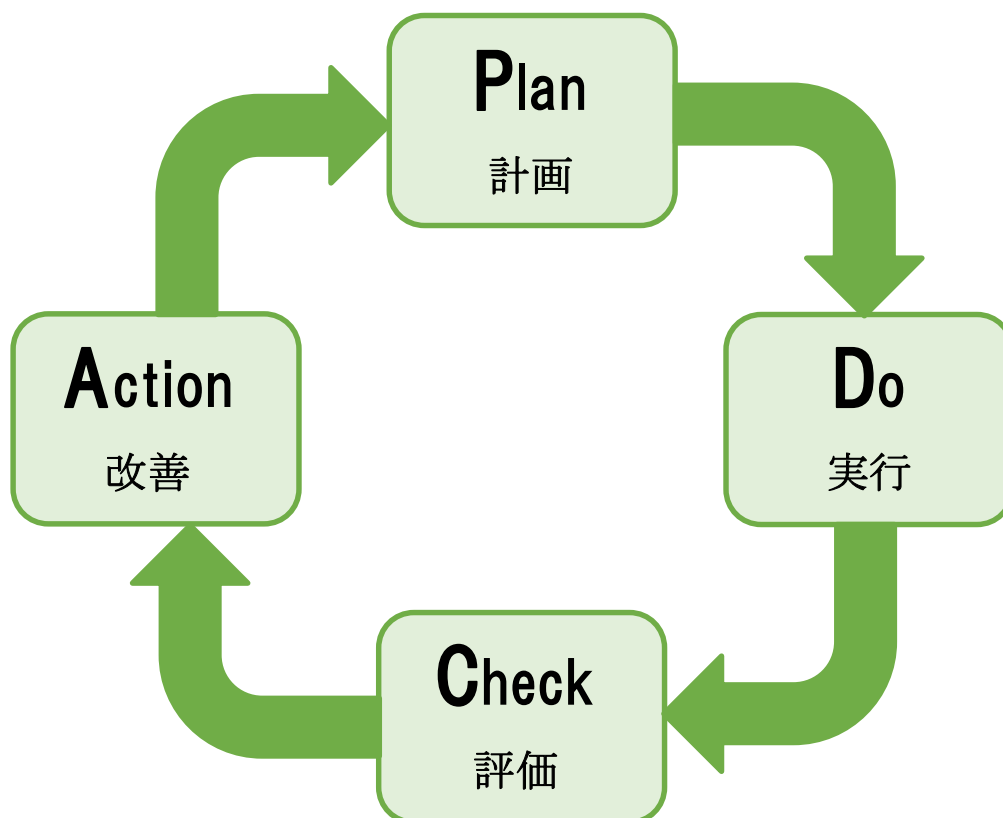
6. 検証・評価の仕組み

(1) 各種統計の収集・分析

保健統計、警察統計などから当町の自殺対策の課題を明らかにし、今後の自殺予防対策の方向性を検討します。

(2) PDCA サイクルの確立

中標津町の自殺予防対策事業が効果的に実施されているかを検証し、評価を行うため、事業の取組状況について中標津町生きるを支える連携会議に報告します。評価の結果を対策に還元することで、自殺予防対策のPDCA サイクルの確立に努めます。



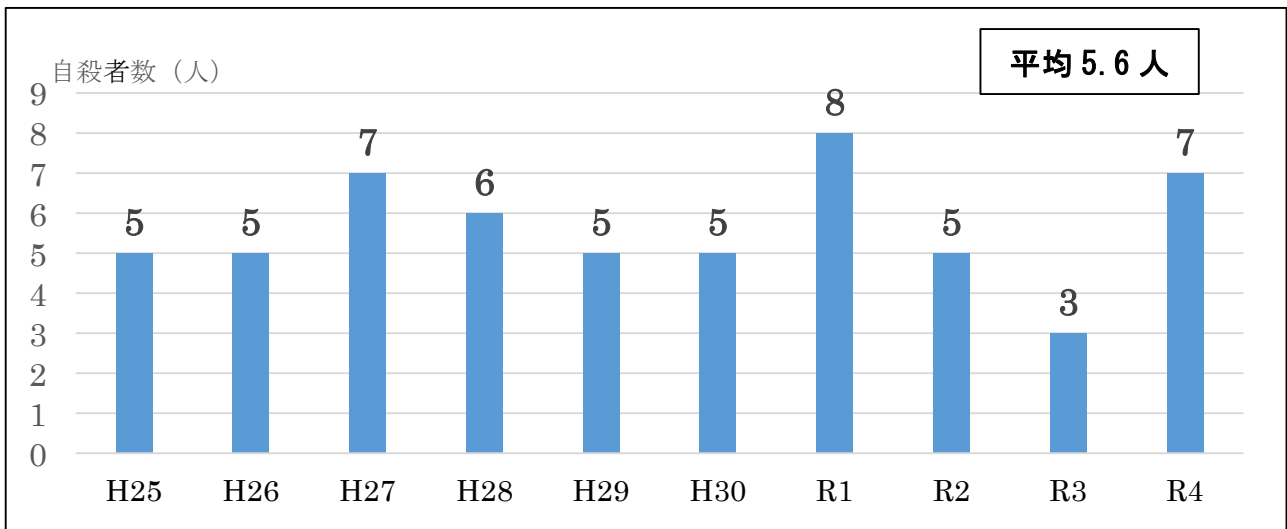
第2章 中標津町の自殺の現状

1. 自殺者数・自殺死亡率の推移

中標津町の年間自殺者数は、令和4年において7人となっています。平成25年から令和4年の10年間の平均は5.6人となっています（図表1）。

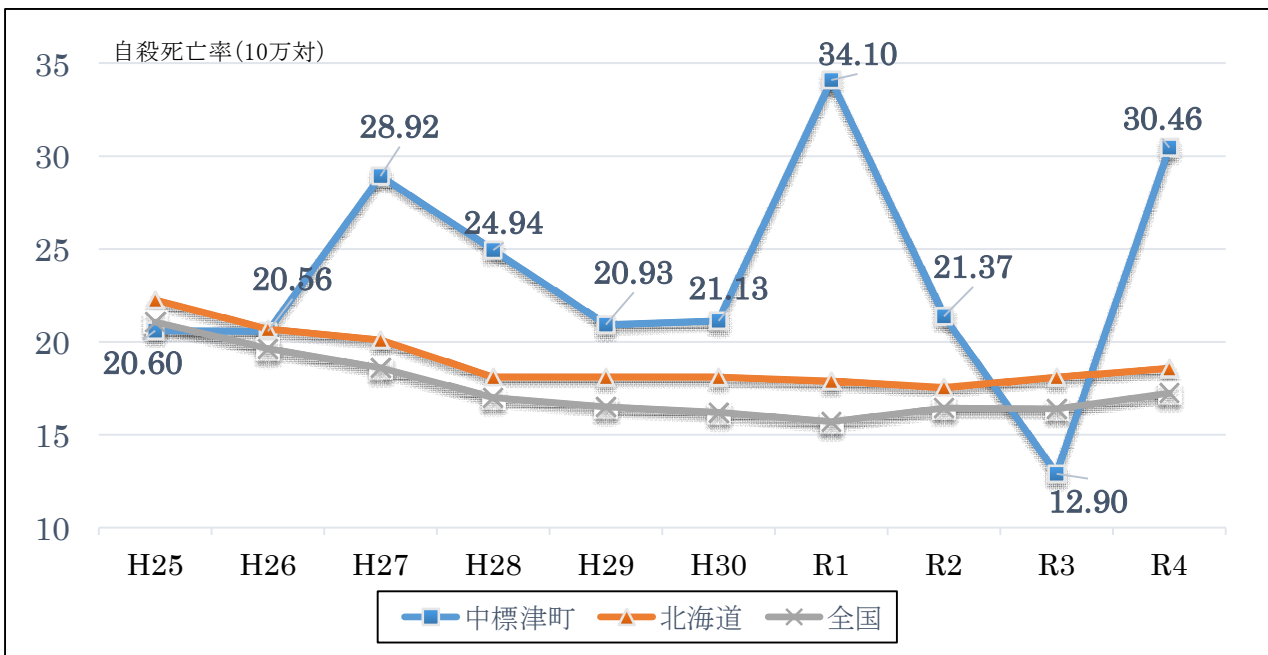
自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）は、その年によりばらつきが見られますが、近年では令和3年を除き道・国を上回る結果となっています（図表2）。

図表1 自殺者数の推移



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

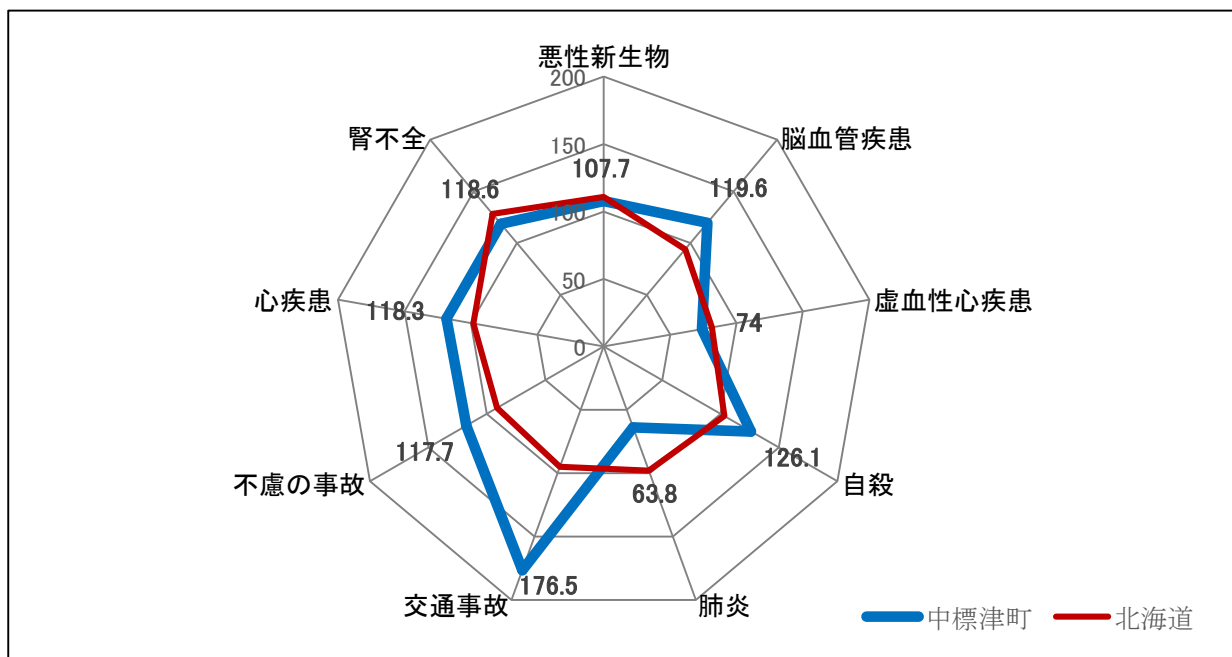
図表2 自殺死亡率の推移



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

全国の死亡率を100とした場合の、平成25年から令和4年の標準化死亡比を見ると、自殺による死亡が126.1と、道・国よりも高いことが分かります（図表3）。

図表3 中標津町における主要死因（標準化死亡比）

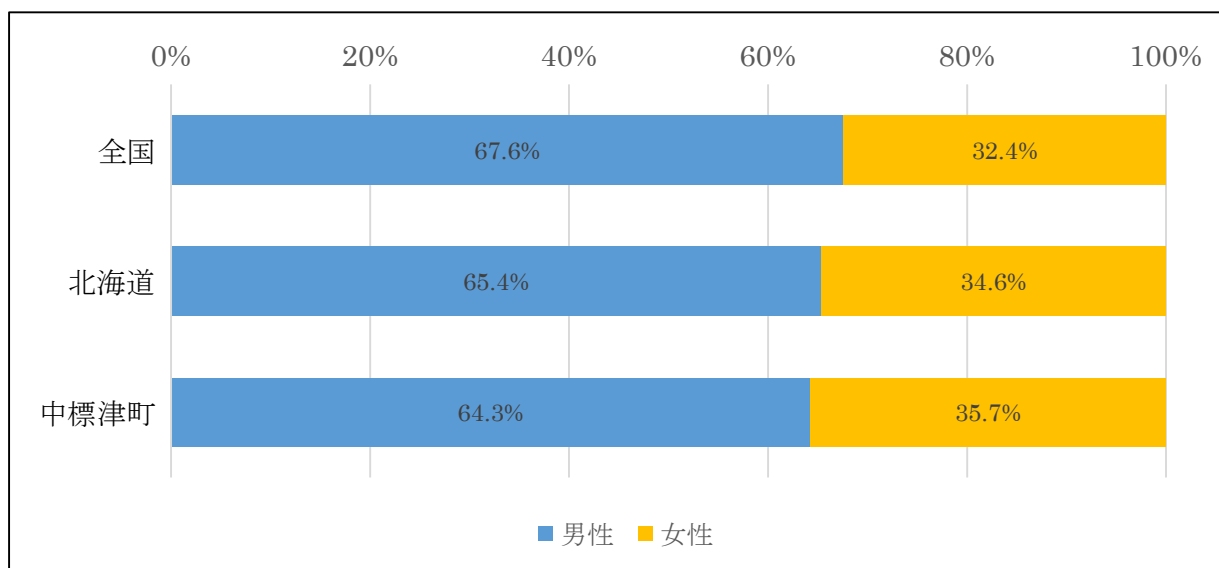


出典：北海道における主要死因の概要11（平成25年～令和4年）

2. 性別・年齢階級別の自殺者の状況

中標津町の自殺者の性別の割合は、平成30年から令和4年の合算で見ると、男性は64.3%、女性は35.7%となっています。道・国と比較すると、女性の割合がやや多い傾向にあります（図表4）。

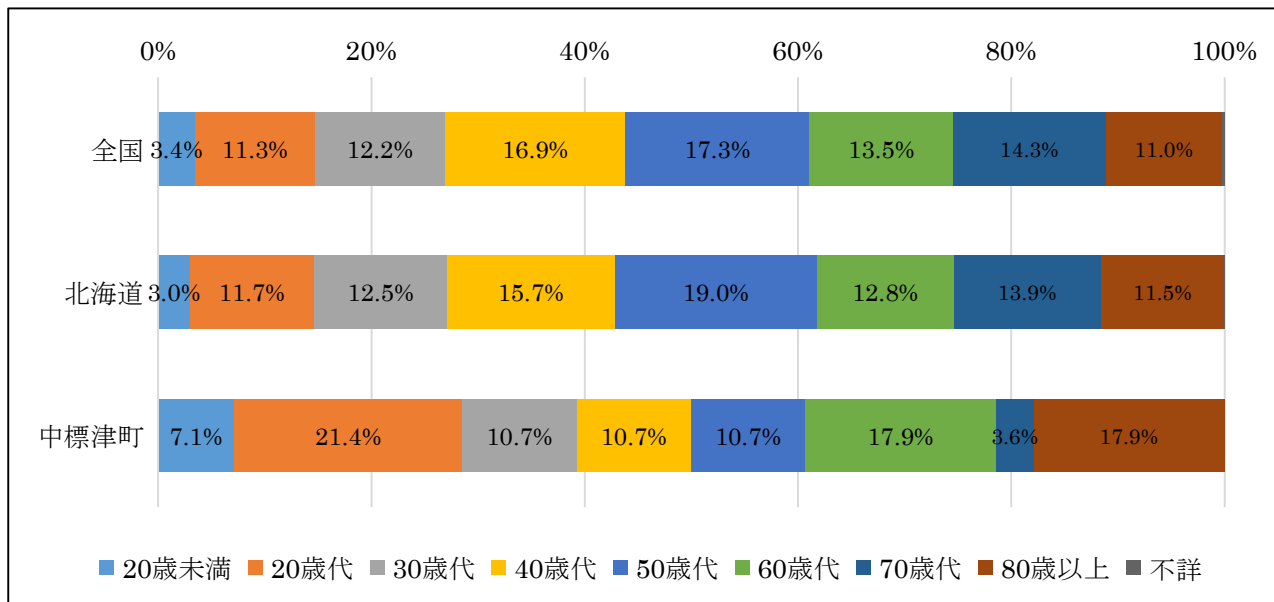
図表4 自殺者の性別構成比



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」平成30年～令和4年の各年次確定値を合算

平成 30 年から令和 4 年の自殺者数を年代別に見ると、最も多い年代は 20 歳代、次に 60 歳代及び 80 歳以上となっています（図表 5）。

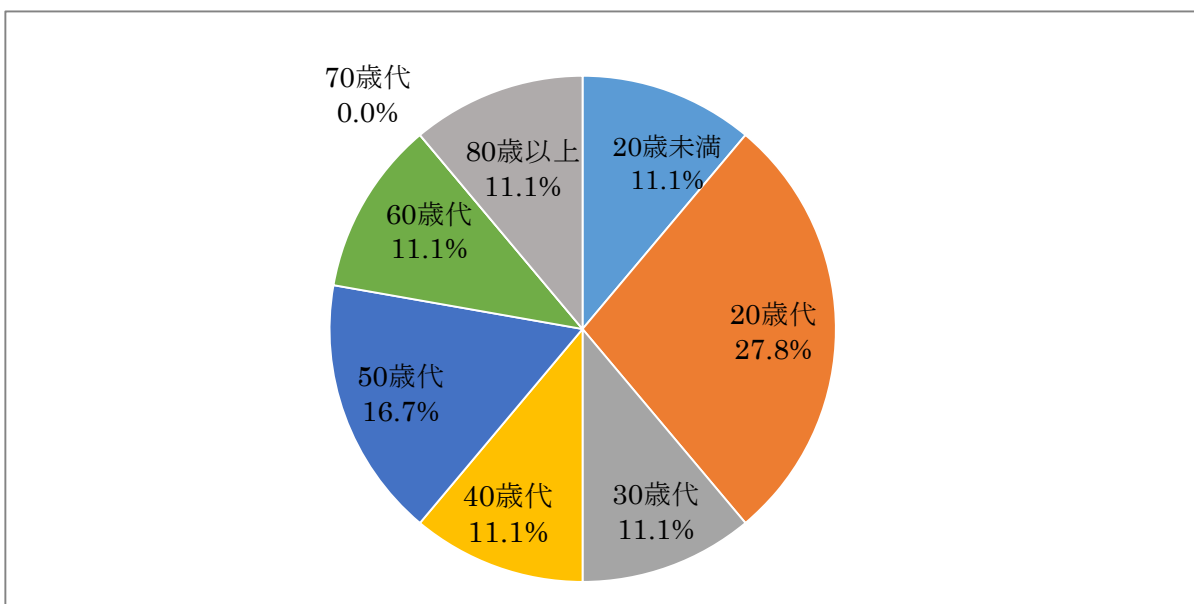
図表 5 自殺者の年代別構成割合（総数）



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」平成 30 年～令和 4 年の各年次確定値を合算

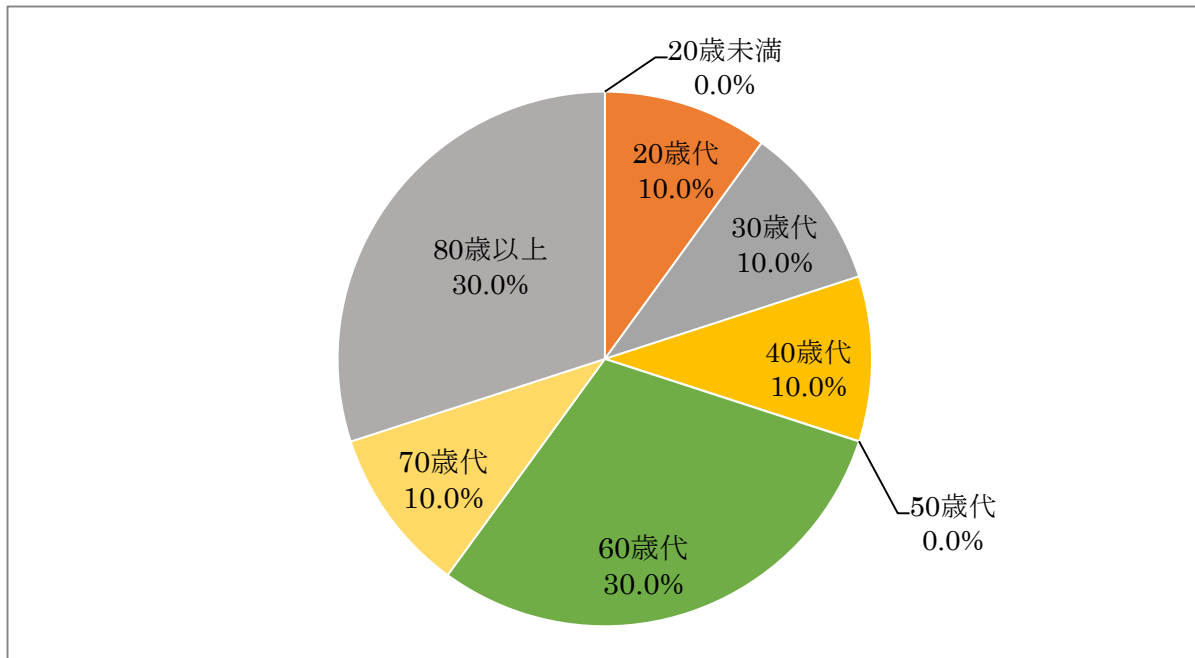
男女別の自殺者数の割合を見ていくと、男性は 20 歳代の自殺者の割合が最も多くなっています。女性は 60 歳代、80 歳以上の割合が多くなっています（図表 6、7）。

図表 6 自殺者の年代別構成割合（男性）



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」平成 30 年～令和 4 年の各年次確定値を合算

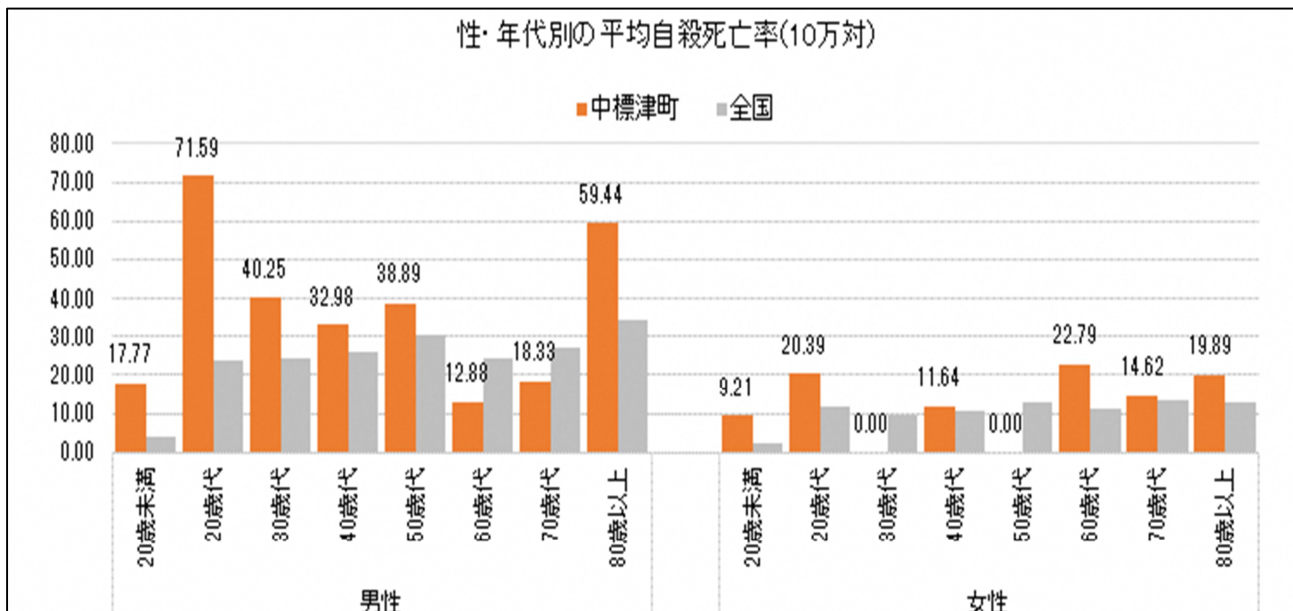
図表7 自殺者の年代別構成割合（女性）



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」平成30年～令和4年の各年次確定値を合算

自殺死亡率に関しては、国と比較すると、男性は20歳未満、20歳代、80歳以上が特に高い割合となっています。女性は20歳代、60歳代、80歳以上が高い割合となっています（図表8）。

図表8 性・年代別平均自殺死亡率 【平成29年（2017年）～令和3年（2021年）】

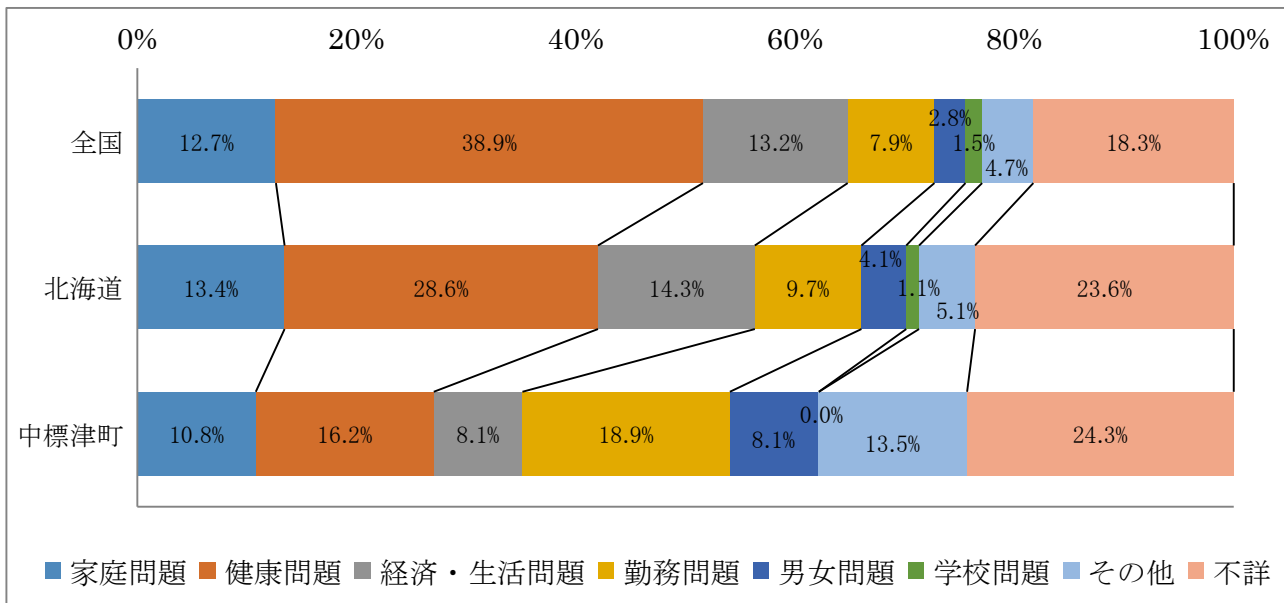


資料：JSCP 地域自殺実態プロフィール 2022

3. 原因・動機別の自殺者の状況

自殺の原因・動機は、道・国では第1位に「健康問題」、第2位に「経済・生活問題」が続くのに
対して、中標津町は「勤務問題」が18.9%と最も多く、次いで「健康問題」が16.2%の順となっ
ています。(図表9)。

図表9 原因・動機別の自殺者数の割合

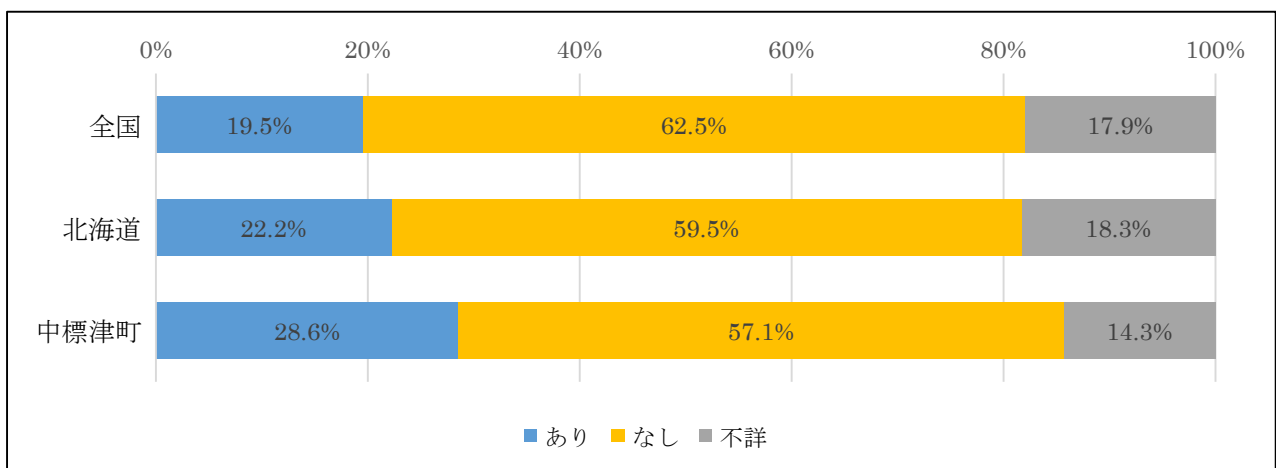


資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」平成30年～令和4年の各年次確定値を合算

4. 自殺者における未遂歴の有無

自殺者における自殺未遂の有無について、道・国と比較すると、中標津町は自殺未遂歴ありの割
合が28.6%と高くなっています(図表10)。

図表10 自殺者における未遂歴の有無



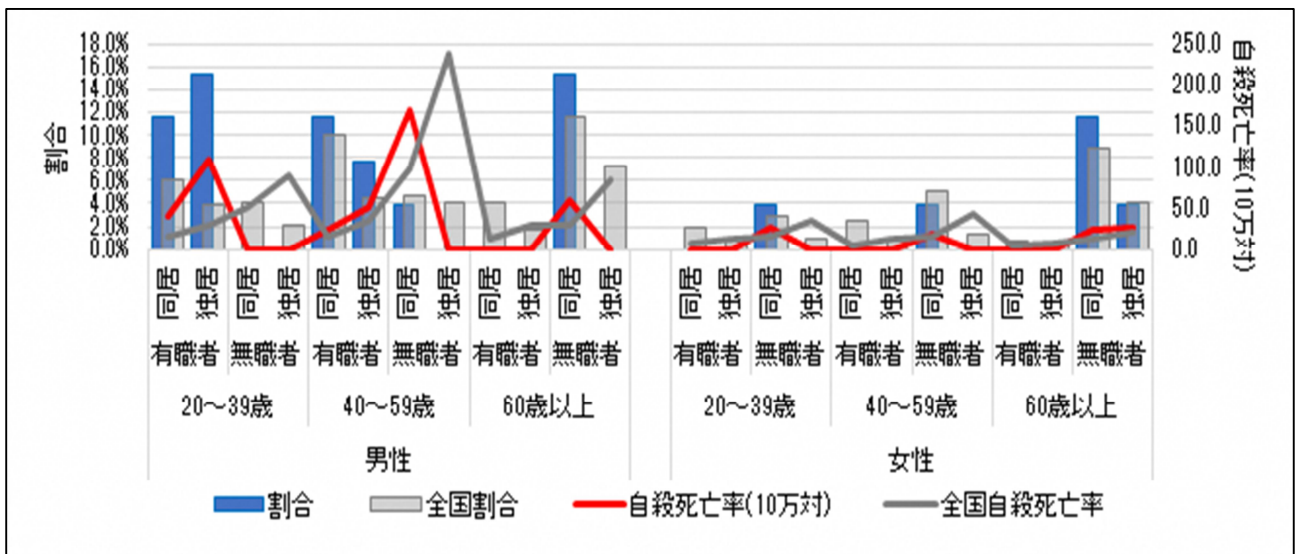
資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」平成30年～令和4年の各年次確定値を合算

5. 地域自殺実態プロファイルからみた中標津町の特徴

中標津町における自殺の実態について、一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）が市町村に提供している「地域自殺実態プロファイル」により、性別・年代・職業の有無・同居人の有無による自殺者数や自殺死亡率の比較がされています。

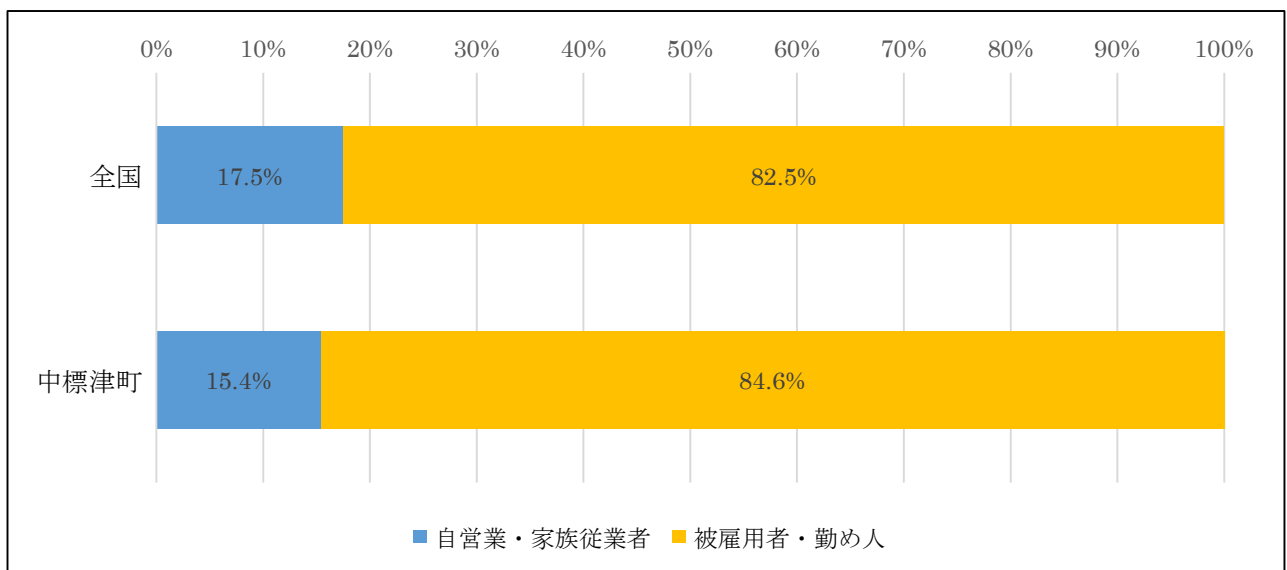
男性は20～39歳有職者・40～59歳の有職者・60歳以上無職者同居、女性は60歳以上無職者同居の方が国と比較して割合が大きくなっています（図表11）。

図表11 生活状況別の自殺死亡率【平成29年（2017年）～令和3年（2021年）】



資料：JSCP 地域自殺実態プロファイル 2022

有職者の自殺の内訳について、国と比較すると、被雇用者・勤め人の割合が高くなっています。（図表12）



資料：JSCP 地域自殺実態プロファイル 2022

図表 1 3 は、平成 29 年から令和 3 年の自殺統計（合計 26 人（男性 19 人、女性 7 人））を基に、自殺者数の多い上位 5 区分を示しており、当町で優先すべき支援群を示しています。

中標津町で最も自殺者数が多いのは、男性 20～39 歳有職独居となっています。

図表 1 3 中標津町の主な自殺者の特徴【平成 29 年～令和 3 年合計】<特別集計（自殺日・住居地）>

自殺者の特性上位 5 区分※1	自殺者数 (5 年計)	割合	自殺死亡率※2 (10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路※3
1 位: 男性 20～39 歳有職独居	4	15.4%	107.7	①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺/②【非正規雇用】(被虐待・高校中退)非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺
2 位: 男性 60 歳以上無職同居	4	15.4%	59.2	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
3 位: 男性 20～39 歳有職同居	3	11.5%	39.9	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
4 位: 女性 60 歳以上無職同居	3	11.5%	24.6	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5 位: 男性 40～59 歳有職同居	3	11.5%	24.3	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺

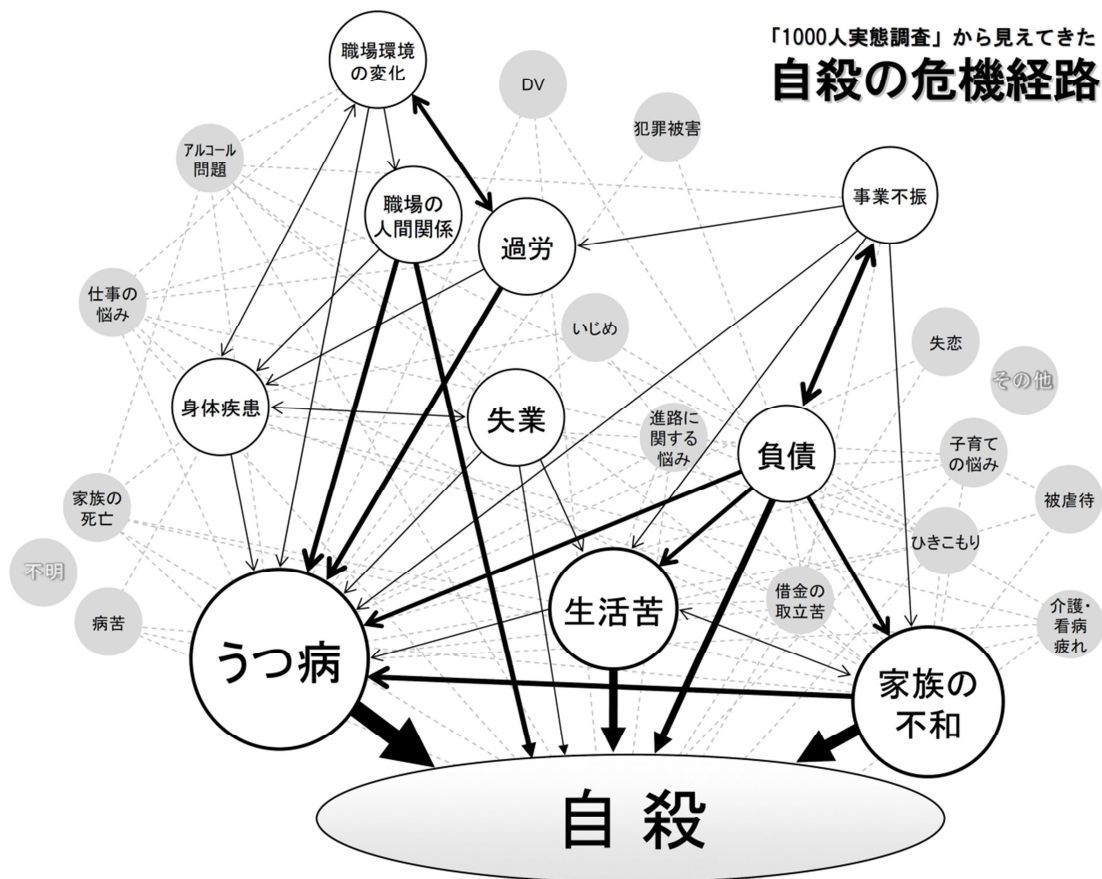
資料：JSCP 地域自殺実態プロファイル 2022

※1 区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

※2 自殺死亡率の算出に用いた人口(母数)は、総務省「令和 2 年国勢調査」就業状態等基本集計を基に JSCP にて推計したもの。

※3 「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書 2013」を参考に推定したもの。

NPO 法人自殺対策支援センターライフリンクが行なった「自殺実態 1000 人調査」では、【背景にある主な自殺の危機経路】を以下の図のように示しています。この図中の○印の大きさは自殺要因の発生頻度を表しており、大きいほど要因の頻度が高いことを示します。また、矢印の太さは各要因間の因果関係の強さを表しています。この調査では、自殺に至るまで平均すると 4 つの要因が複合的に連鎖して起きていることが明らかとなっています。



出典：NPO 法人ライフリンク自殺実態白書 2013 から抜粋

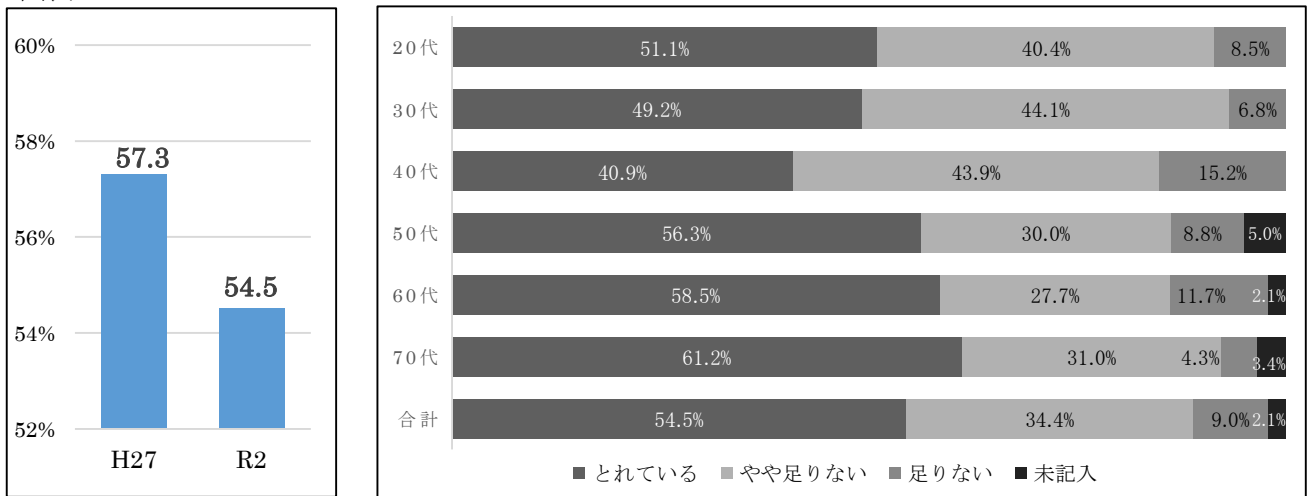
6. こころの健康に関するアンケート調査結果

中標津町健康づくり推進計画（なかなか健康なかしべつ）において、町民のこころの健康に関するアンケート調査を無作為抽出による20代～70代の男女各100名の総数1,200名に実施しています。直近では、令和2年度にアンケート調査を行い、468名から回答がありました（回答率39.0%）。

■睡眠で休養が十分とれているか

平成27年度のアンケートと比較し、「睡眠で休養が十分とれている」と回答した方が減少しています。中でも40代が特に低くなっています（図表14）。

図表14

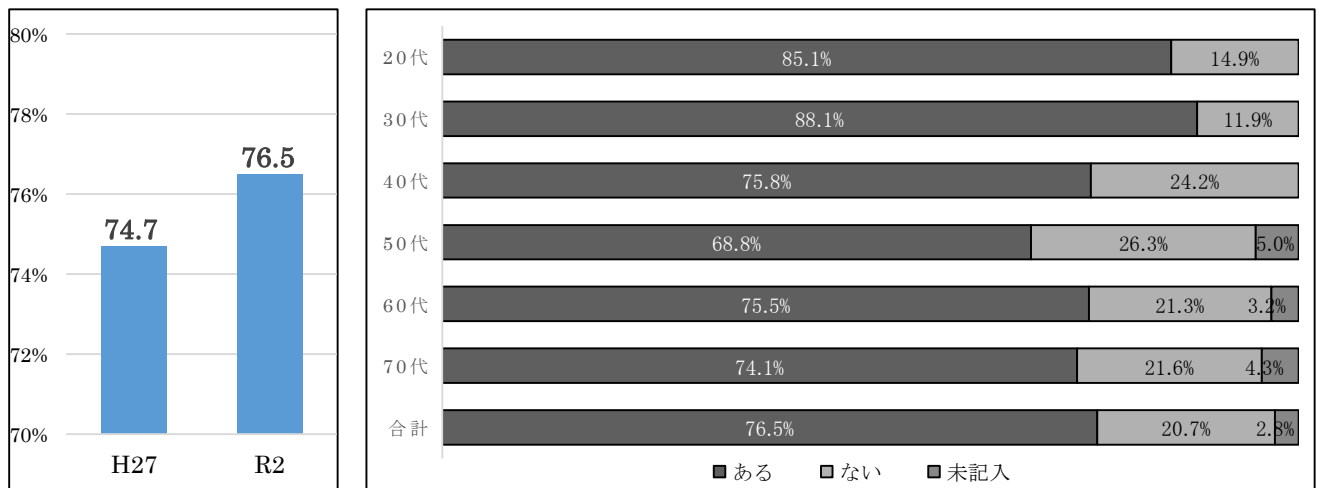


資料：第2次中標津町健康づくり推進計画

■相談できる場や人があるか

「相談できる場や人がある」と回答した方は全体で76.5%となっており、平成27年度よりも増加しています。各年代の中では、50代が68.8%と最も低い結果となっています（図表15）。

図表15



資料：第2次中標津町健康づくり推進計画

7. 生きるを支える町民アンケート調査結果からみる現状

町民の日頃の悩みや相談すること、自殺に関する意識等を把握し、本計画策定の基礎資料とするため、町民アンケート調査を実施しました。

(1) 調査の実施概要

- ①対象者：住民基本台帳から無作為抽出した16歳から79歳の町民 1,280人
- ②調査方法：郵送法（郵送によるアンケートの配布・返信用封筒による回収）
及び簡易申請機能（Web）を用いた回答
- ③調査期間：令和5年9月4日（月）～令和5年9月20日（水）
- ④調査区域：中標津町内全域

(2) 回収状況

(人)

対象者数	有効回収数	有効回収率
1,280	431	33.7%

(再掲) 回収方法

(人)

郵送	簡易申請（Web）	計
328	103	431

(3) 回答者の属性

■性別

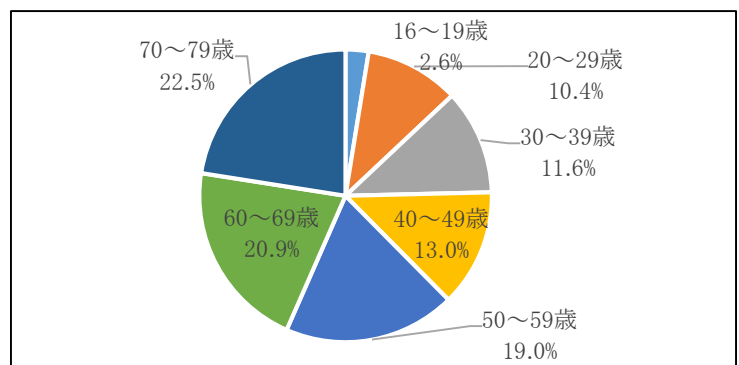
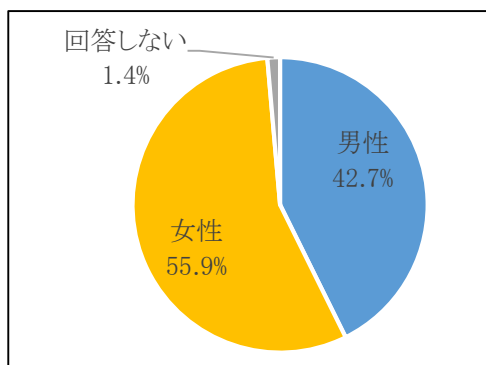
(人)

男性	女性	回答しない	未回答
184	241	6	0

■年代

(人)

16～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
11	22	23	22	28	23	33
50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	未回答
45	37	38	52	45	52	0

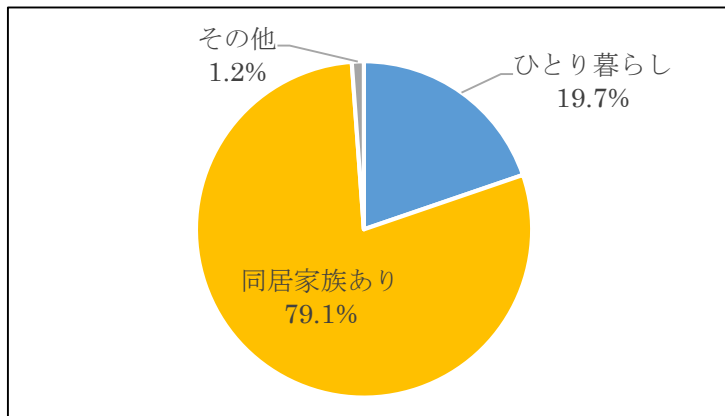


(4) アンケート調査結果

①あなた自身のことについて

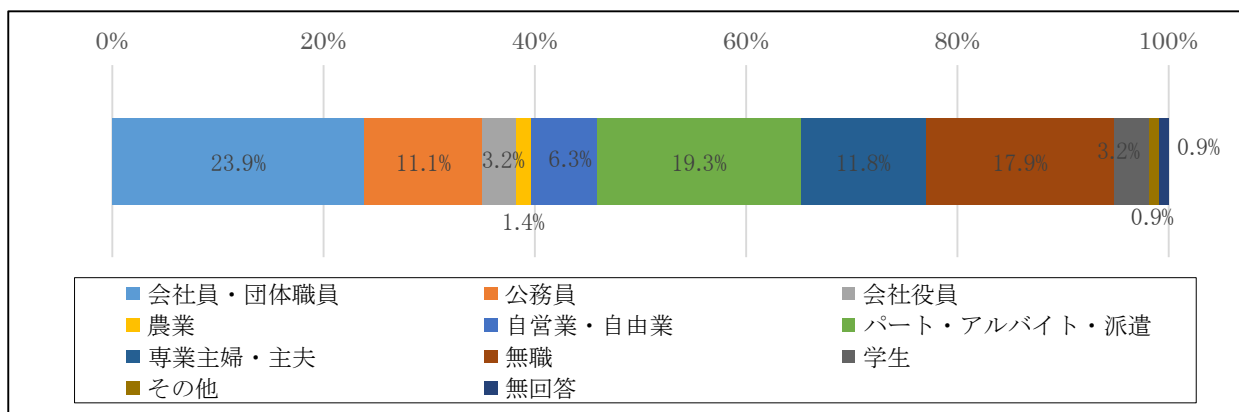
■家族構成

「同居家族あり」の方が79.1%と多くなっています。



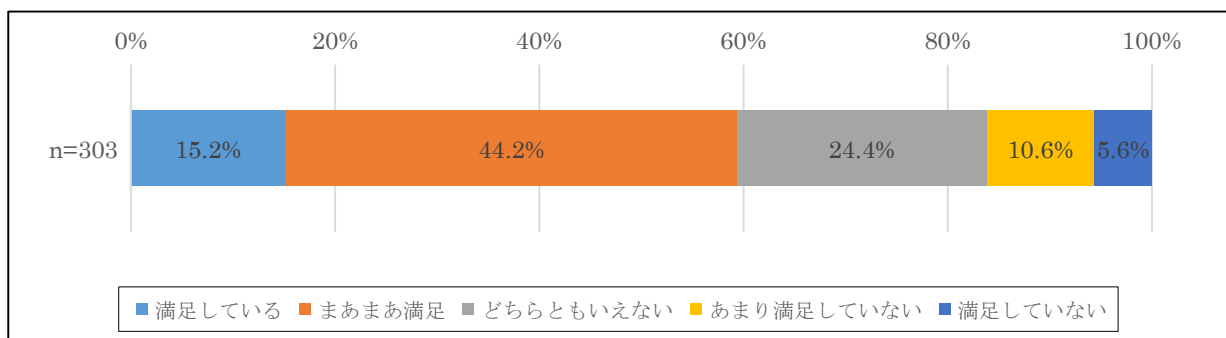
■職業

「会社員・団体職員」が23.9%と最も多く、次いで「パート・アルバイト・派遣」が19.3%、「無職」が17.9%、「専業主婦・主夫」が11.8%の順となっています。



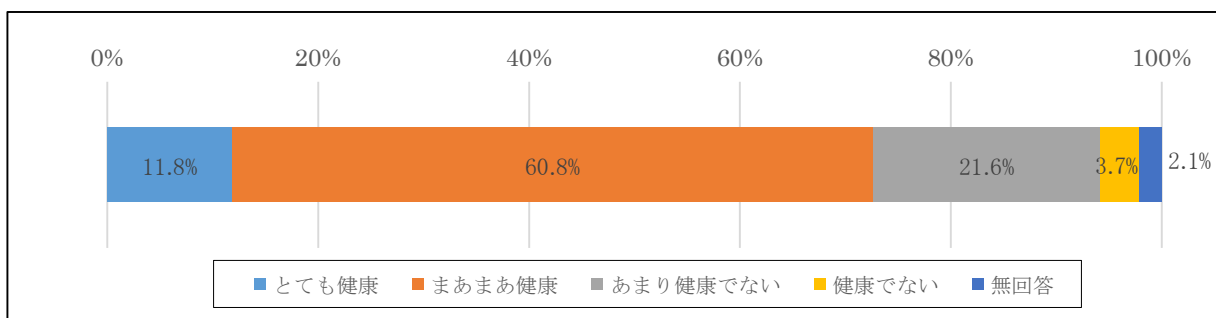
■今の仕事または学校生活の満足度

「まあまあ満足」が最も多く44.2%、次いで「どちらともいえない」が24.4%、「満足している」が15.2%となっています。



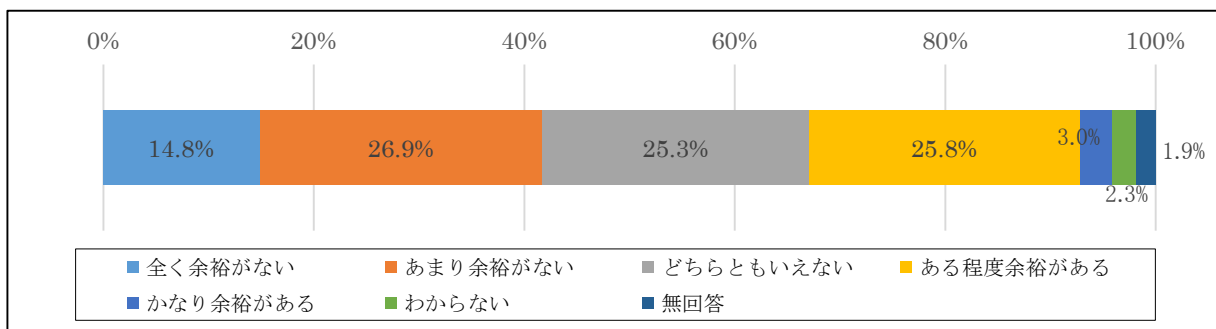
■健康の状態について

「まあまあ健康だと思う」が最も多く60.8%、次いで「あまり健康ではないと思う」が21.6%、「とても健康だと思う」が11.8%の順となっています。



■家計の状況について

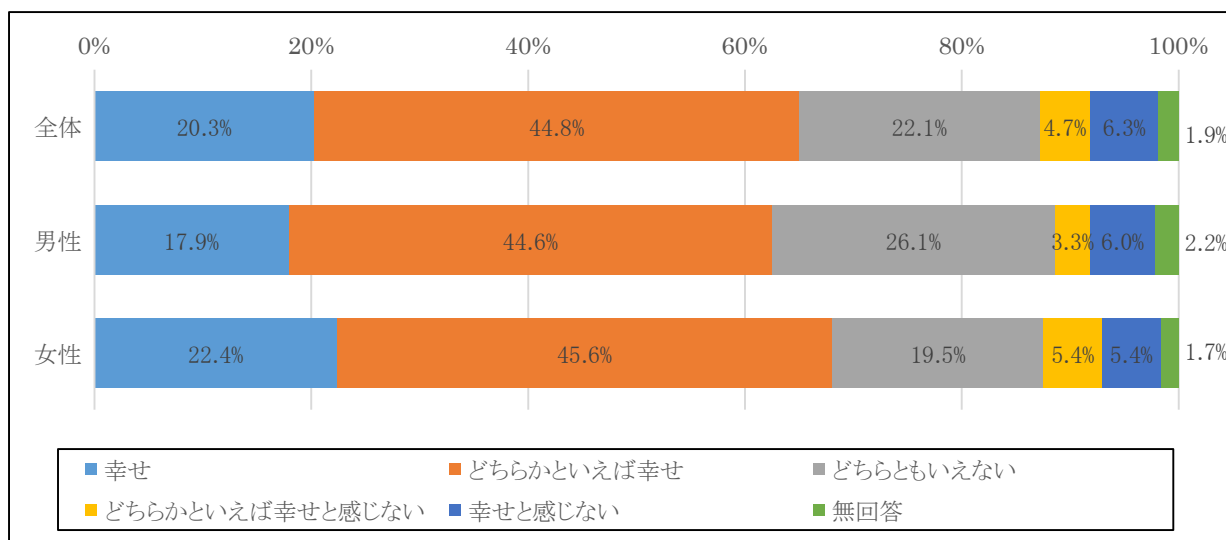
「あまり余裕がない」が最も多く26.9%、次いで「ある程度余裕がある」が25.8%、「どちらともいえない」が25.3%の順となっています。



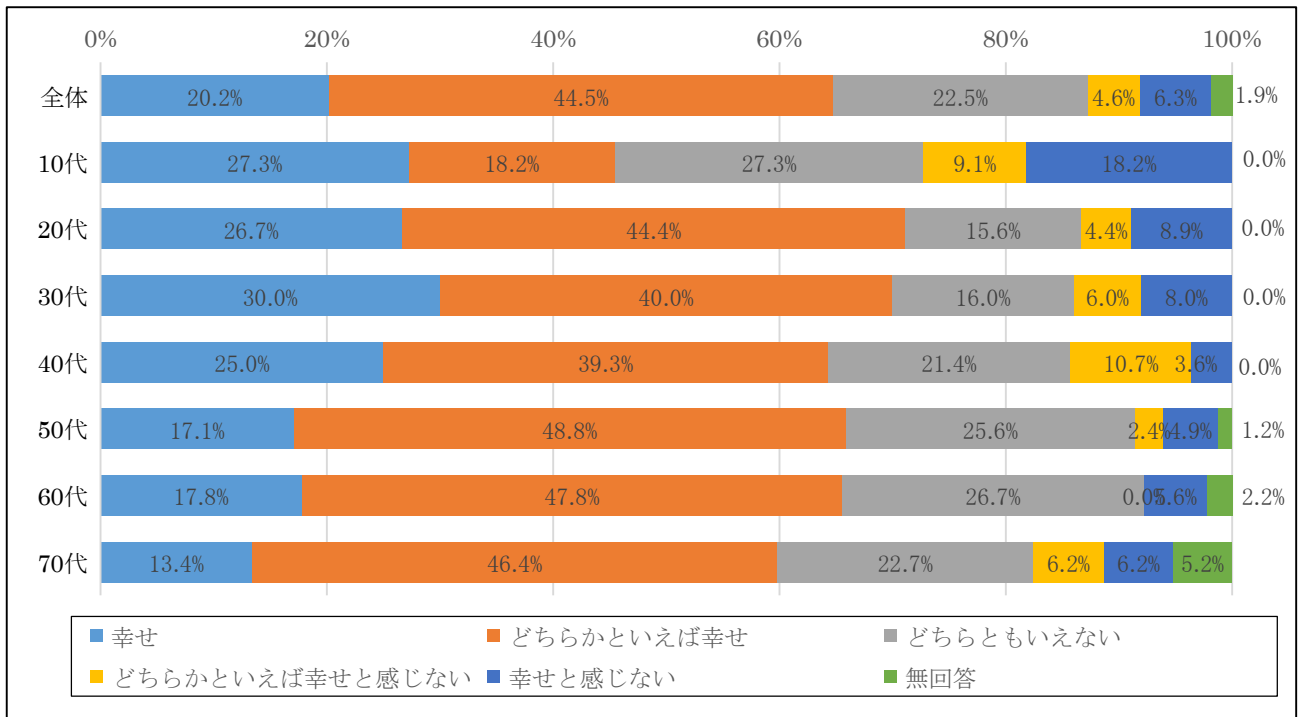
②悩みやストレスに関して

■現在、どの程度幸せと感じているか

『幸せ』（「幸せ」「どちらかといえば幸せ」の合計）と回答した人は全体で65.1%、性別では、男性が62.5%、女性が68.0%と女性の方が5.5ポイント高くなっています。また、『幸せと感じない』（「幸せと感じない」「どちらかといえば幸せと感じない」の合計）は11.0%となっています。

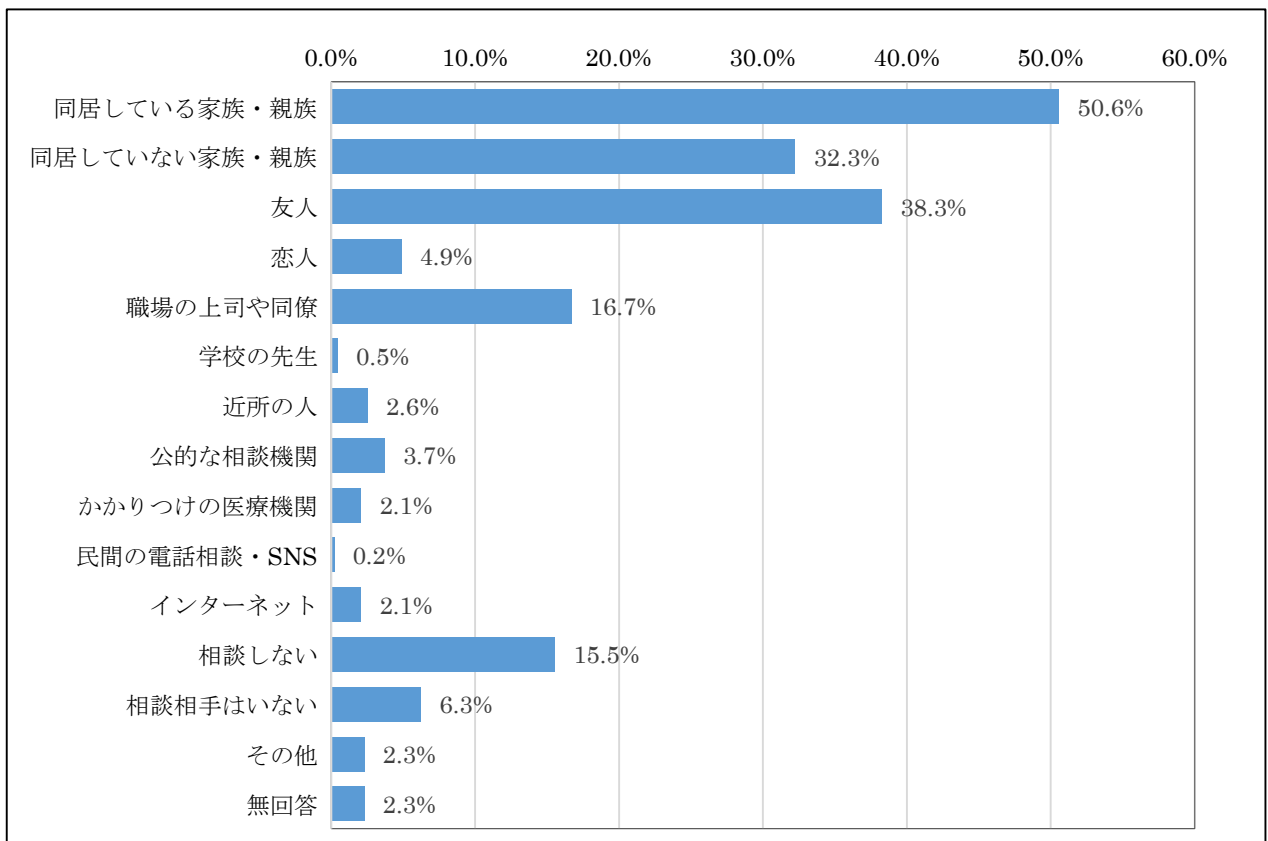


年代別では、『幸せ』の割合が低いのは、10代の45.5%、次に70代の59.8%となっています。



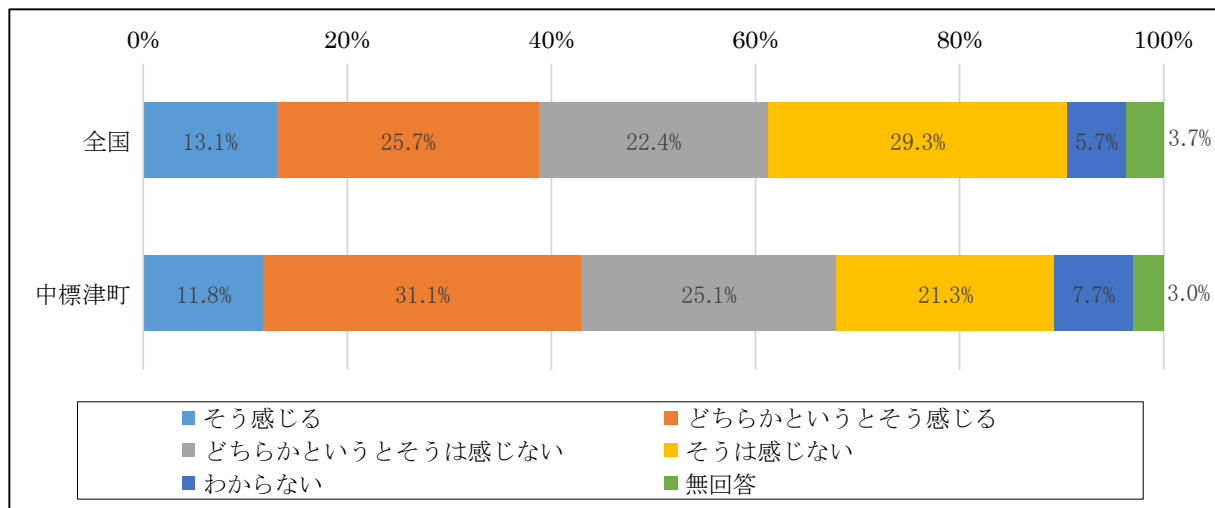
■悩みを抱えたときやストレスを感じたときに、誰に相談しますか（複数回答）

「同居している家族・親族」が最も多く50.6%、次いで「友人」が38.3%、「同居していない家族・親族」が32.3%の順となっています。一方で「相談しない」が15.5%、「相談相手はいない」という回答が6.3%となっています。



■ 悩みを抱えたときやストレスを感じたときに、誰かに悩みを相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じるか

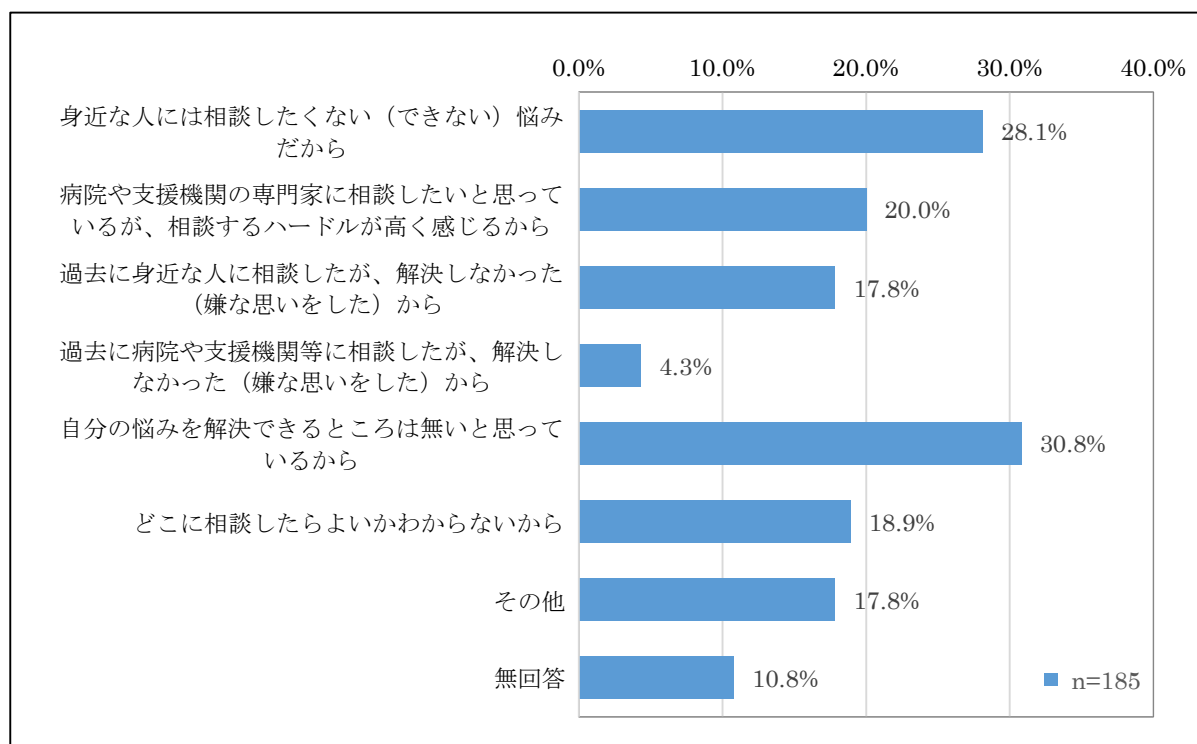
「どちらかというそう感じる」が最も多く 31.1%、次いで「どちらかというそうは感じない」が 25.1%、「そうは感じない」が 21.3%の順になっています。



※全国調査は、令和3年度自殺対策に関する意識調査より

■ 誰かに悩みを相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じる理由（複数回答）

「自分の悩みを解決できる場所はないと思っているから」が最も多く 30.8%、次いで「身近な人には相談したくない（できない）悩みだから」が 28.1%、「病院や支援機関の専門家に相談したいと思っているが、相談するハードルが高く感じるから」が 20.0%、「病院や支援機関の専門家に相談したいと思っているが、相談するハードルが高く感じるから」が 20.0%の順になっています。

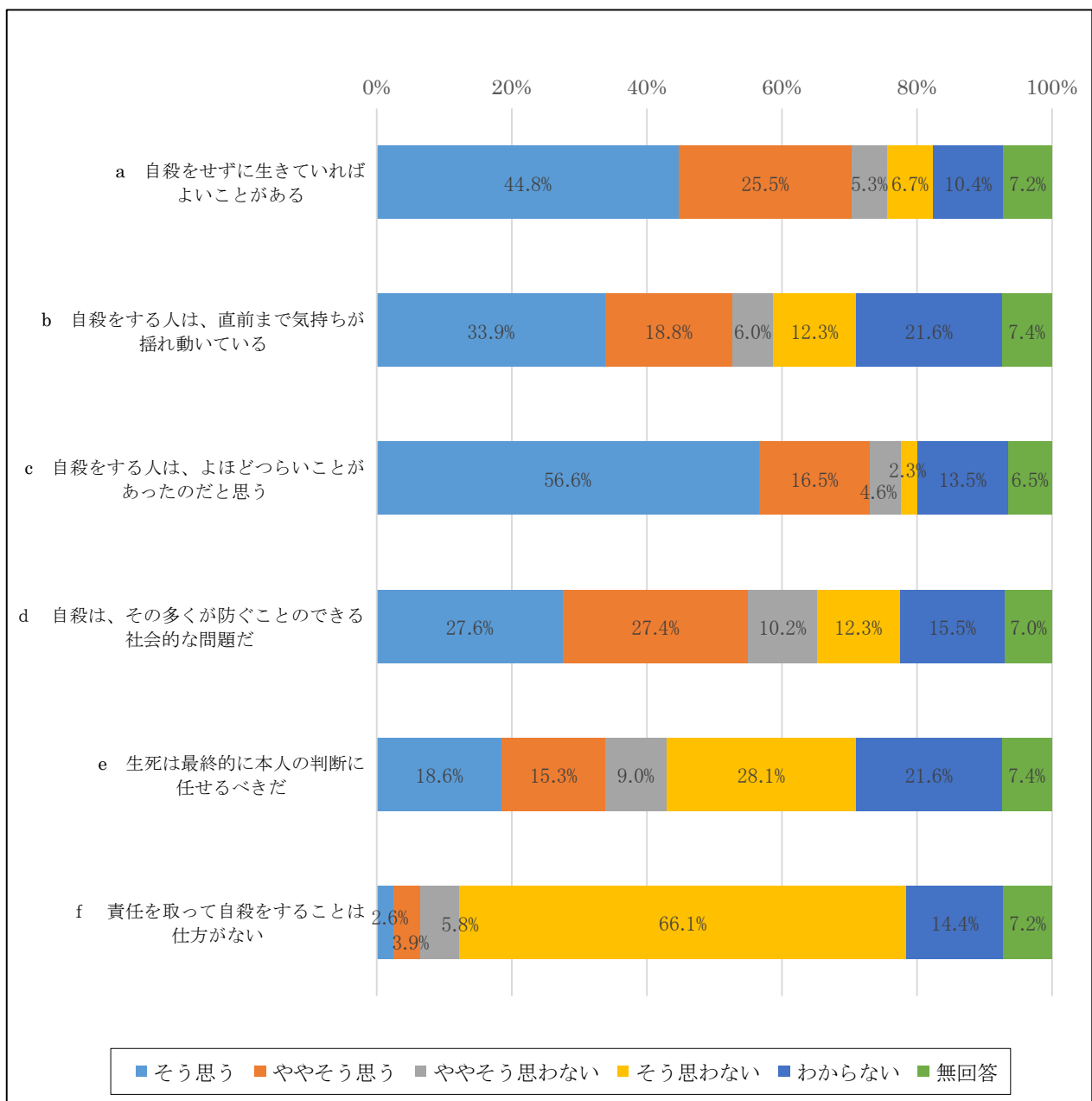


※悩みを抱えたときやストレスを感じたときに、誰かに悩みを相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じるかの質問に対し、「そう感じる」「どちらかというそう感じる」と回答した方が対象

③自殺に関する考え

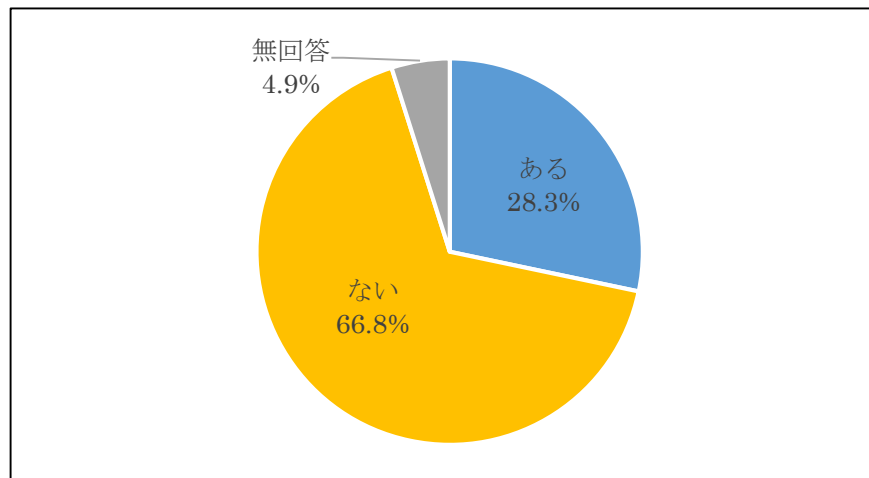
■「自殺」についてどのように思うか

自殺についての考えを尋ねたところ、「生きていけばよいことがある」では、「そう思う」「ややそう思う」を合わせて70.3%、「よほどつらいことがあったのだと思う」が73.1%と7割を超えています。また、「責任を取って自殺することは仕方がない」では、「ややそう思わない」「そう思わない」を合わせて71.9%となっています。「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題だ」という設問では、「そう思う」「ややそう思う」を合わせて55%と半数以上の方が、自殺は社会的な問題と捉えていることが分かりました。一方で、「生死は最終的に本人の判断に任せるべきだ」では意見が分かれる結果となっています。



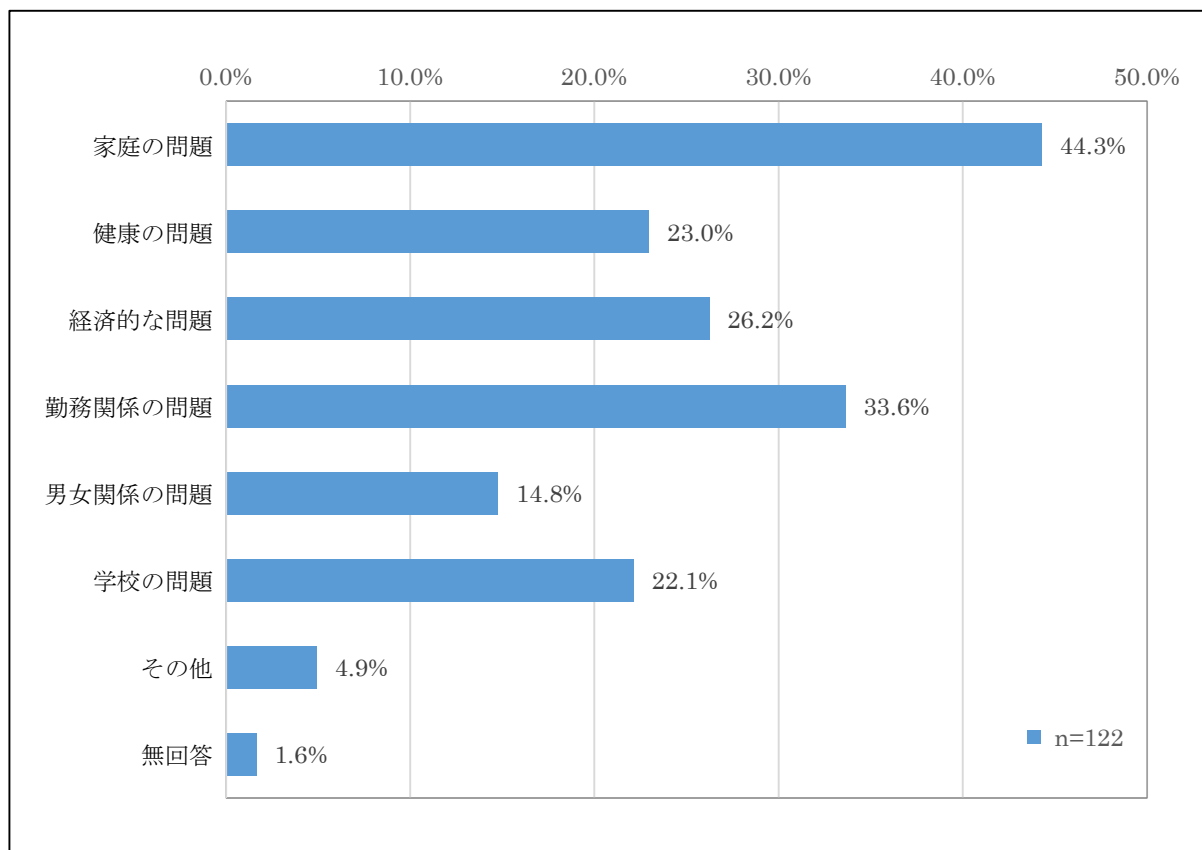
■これまでの人生の中で、本気で自殺したいと考えたことの有無

「ある」と回答した方が28.3%と、3割近い方が本気で自殺したいと考えたことが分かりました。



■自殺を考えた理由や原因（複数回答）

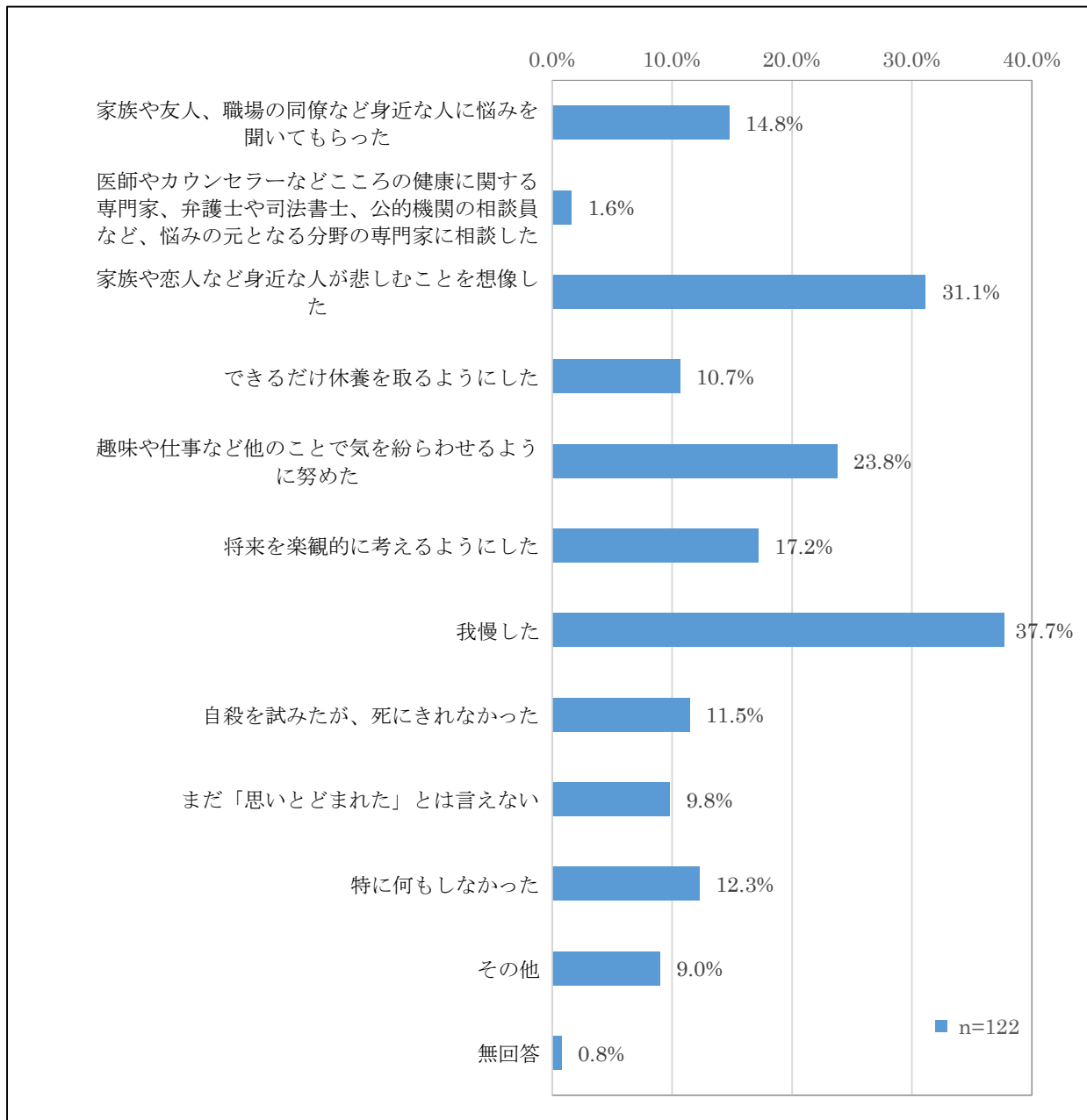
「家庭の問題」が最も多く44.3%、次いで「勤務関係の問題」が33.6%、「経済的な問題」が26.2%の順になっています。



※これまでの人生の中で本気で自殺をしたと考えたことのあるかの質問に対し、「ある」と回答した方が対象

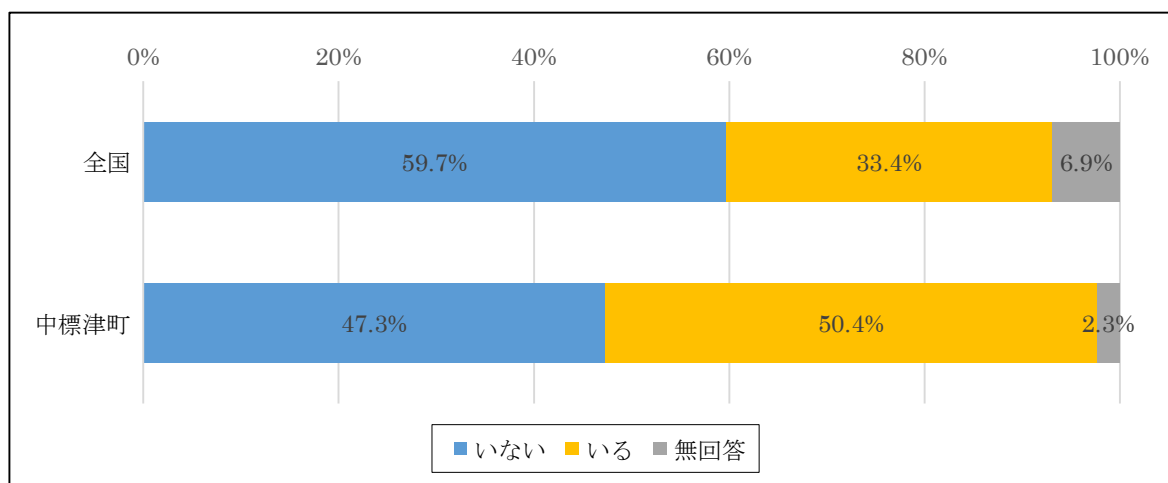
■ どのようにして自殺を思いとどまったか。(複数回答)

「我慢した」が最も多く 37.7%、次いで「家族や恋人など身近な人が悲しむことを想像した」が 31.1%、「趣味や仕事など他のことで気を紛らわせるように努めた」が 23.8%の順になっています。また、「まだ『思いとどまれた』とは言えない」と回答した方が 9.8%となっています。



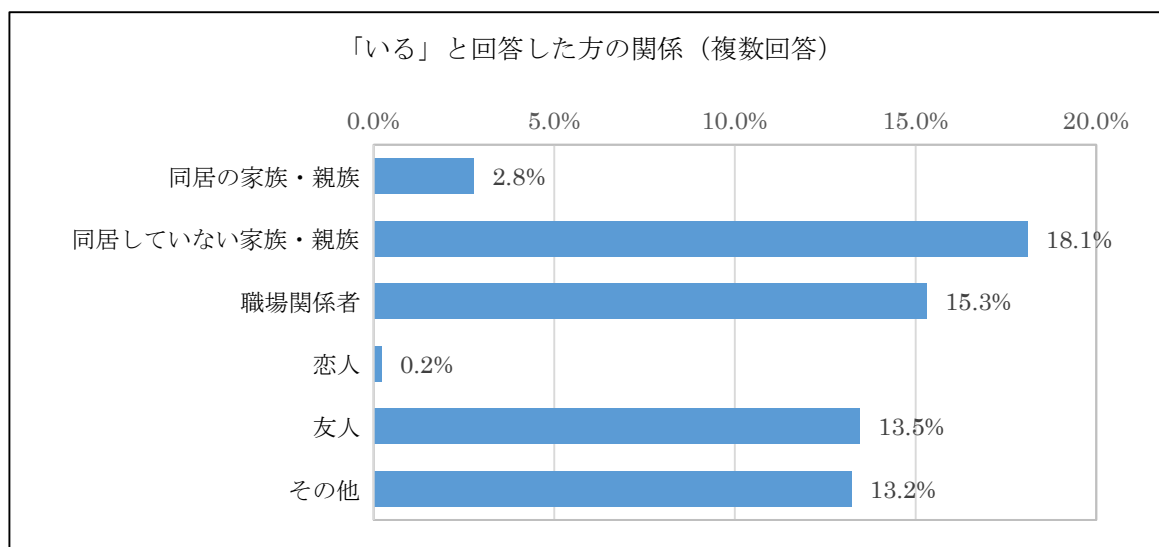
■周りで自殺をした人の有無（複数回答）

「いない」と回答した方が47.3%、「いない」と「無回答」を除く「いる」に該当する方が50.4%となっています。全国と比較すると、「いる」と回答する割合が高いことが分かります。



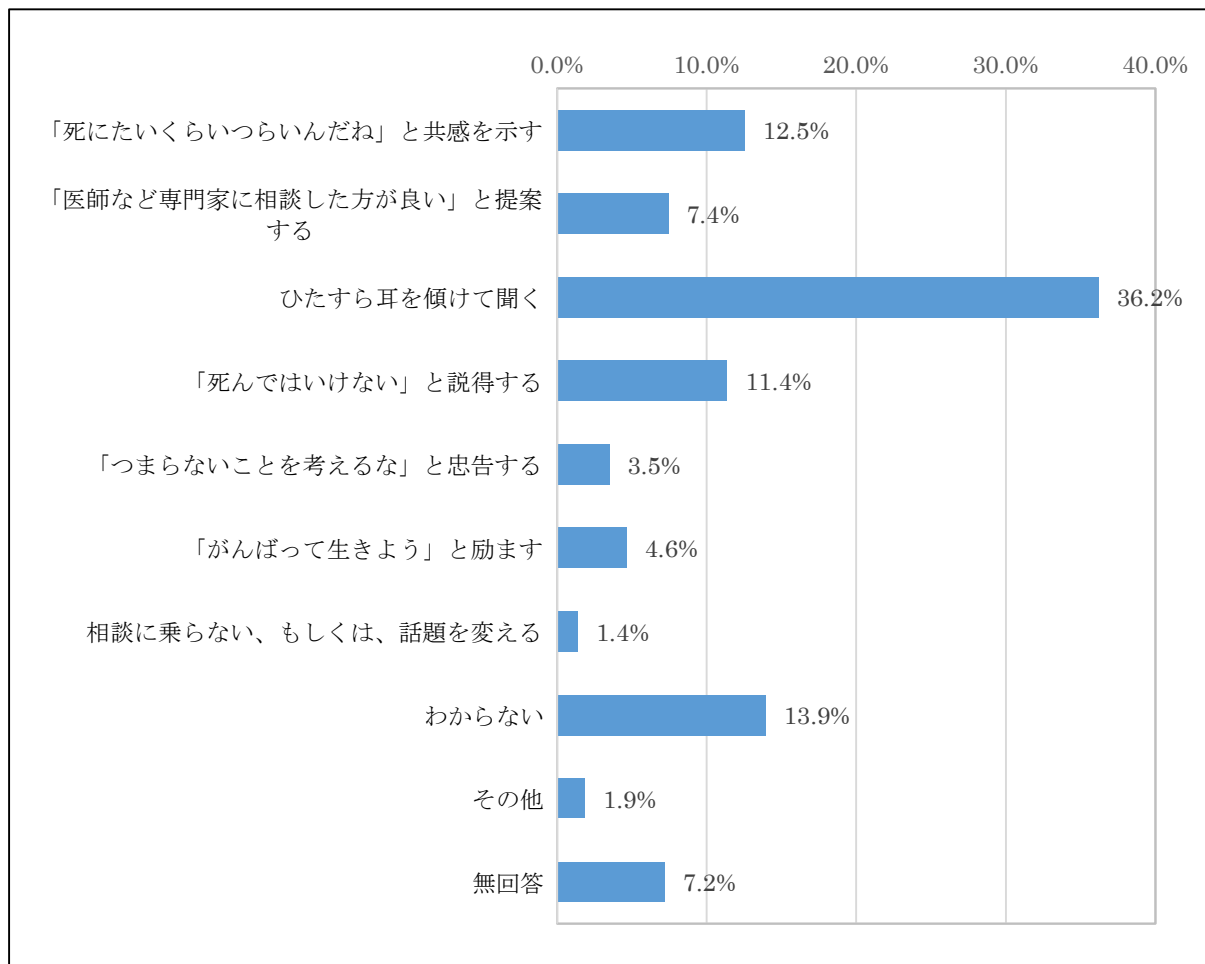
※全国調査は、令和3年度自殺対策に関する意識調査より

また、いる方の関係性についての内訳は、「同居していない家族・親族」が18.1%と最も多く、次いで「職場関係者」が15.3%、「友人」が13.5%の順になっています。



■身近な人から「死にたい」と打ち明けられたら、どう対応するのが良いと思うか

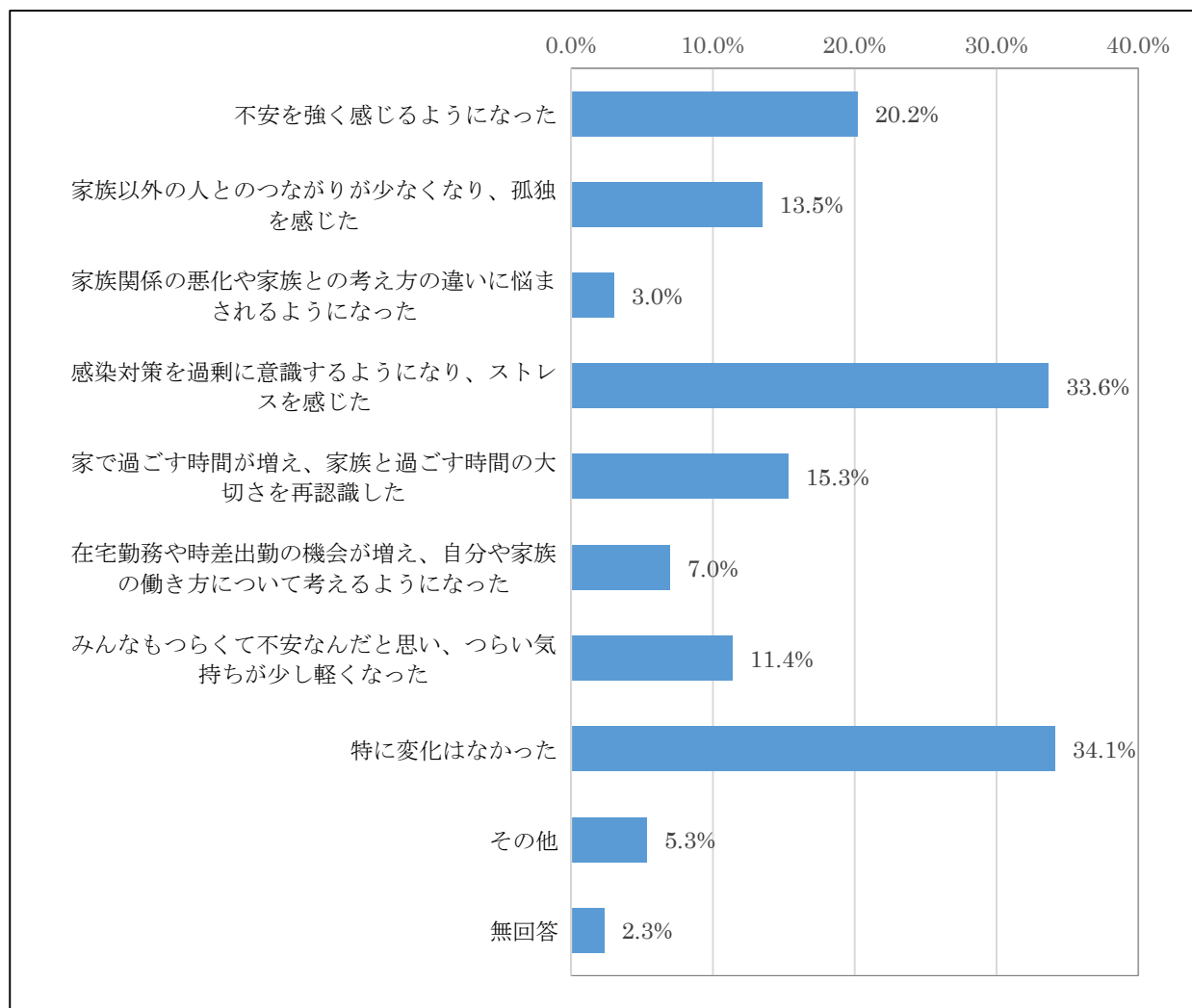
「ひたすら耳を傾けて聞く」が36.2%と最も多くなっています。次に「わからない」と回答した方が13.9%、「死にたいくらいつらいんだねと共感を示す」が12.5%の順になっています。「わからない」と回答した方の割合が多く、対応方法についての啓発が必要と思われます。



④新型コロナウイルス感染症について

■新型コロナウイルス感染症流行以降の心情や考え方の変化について（複数回答）

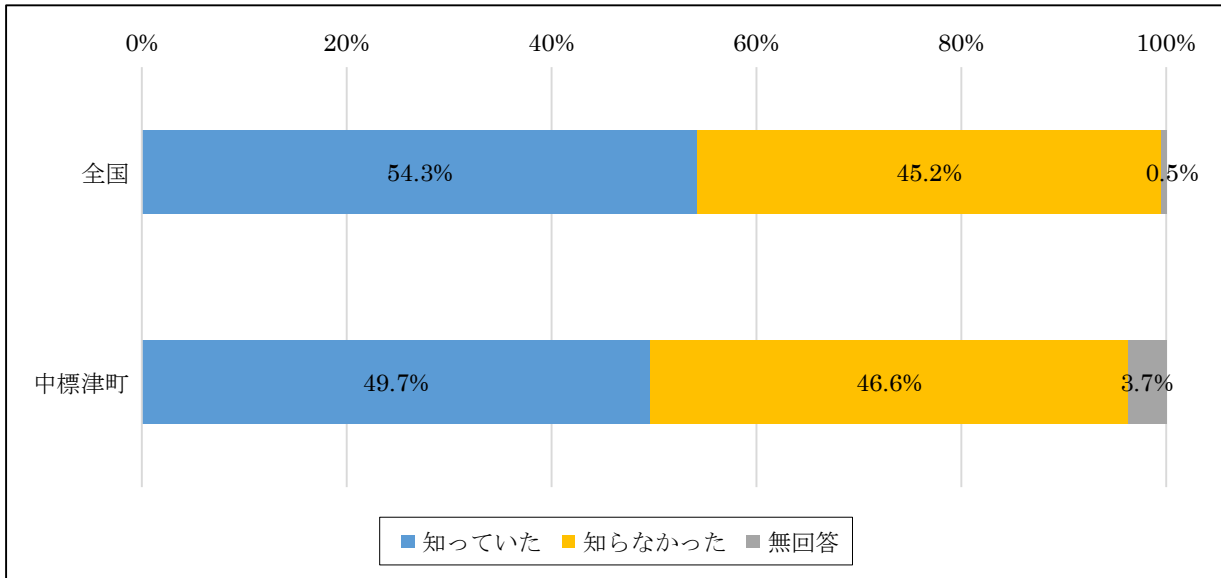
「特に変化はなかった」が34.1%と最も多く、次に「感染対策を過剰に意識するようになり、ストレスを感じた」と回答した方が33.6%、「不安を強く感じるようになった」が20.2%と、ストレスや不安が強くなった方がいる一方で、「みんなもつらくて不安なんだと思い、つらい気持ちが少し軽くなった」と回答した方が11.4%いることも分かりました。



⑤その他自殺対策について

■毎年、多くの方が自殺で亡くなっていることを知っているか

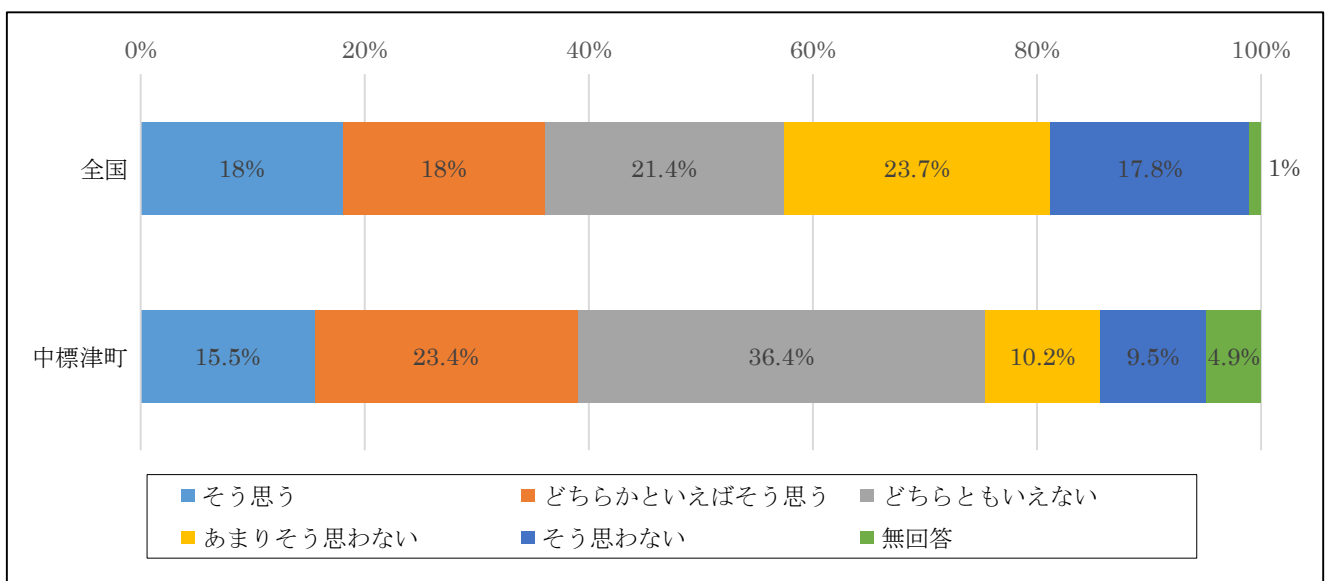
「知っていた」と回答した方が49.7%、「知らなかった」と回答した方が46.6%でした。全国と比較すると、「知っていた」と回答した方の割合は低いことが分かります。



※全国調査は、令和3年度自殺対策に関する意識調査より

■自殺対策は自分自身に関わる問題だと思うか

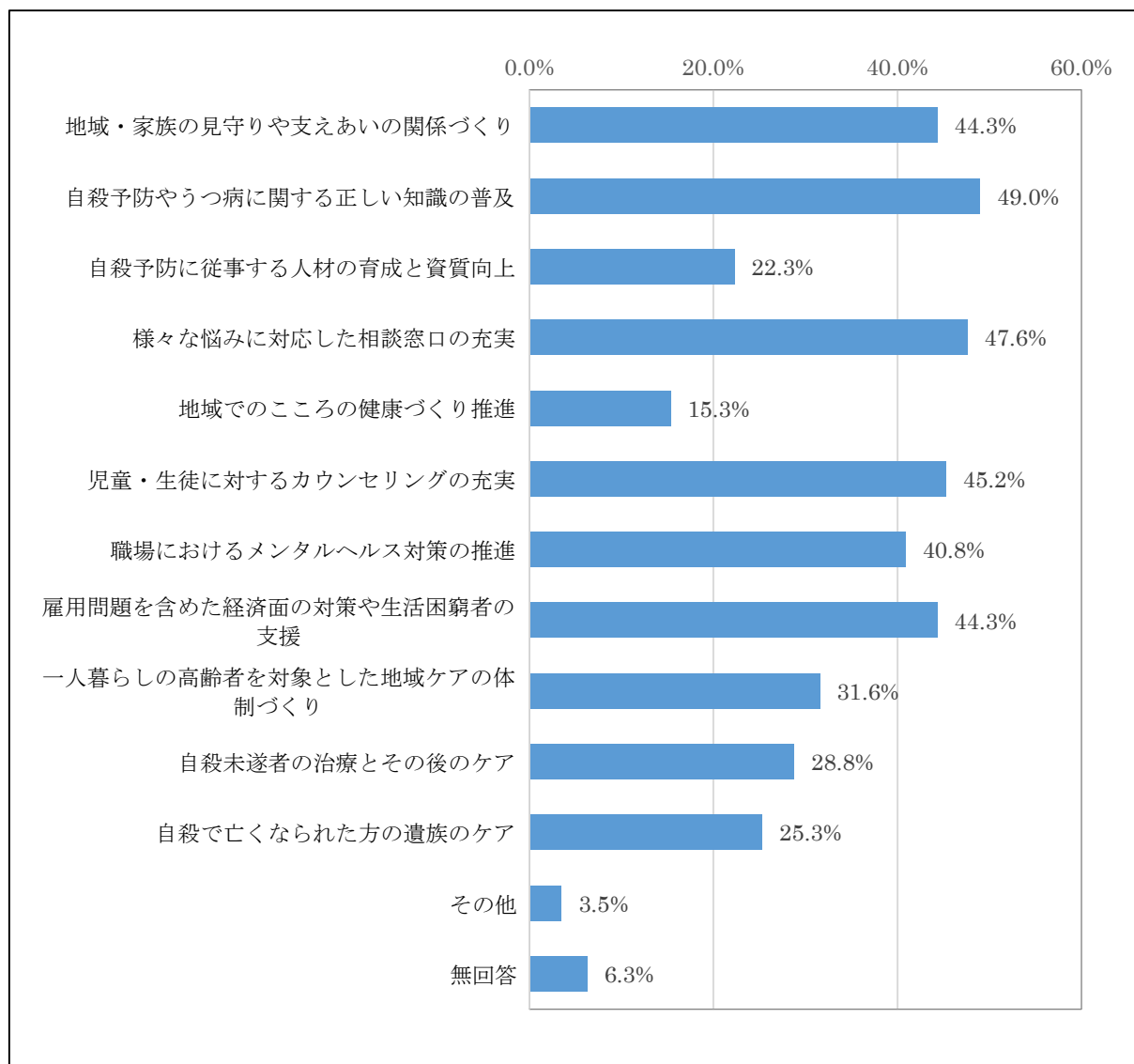
「どちらともいえない」と回答した方が36.4%と最も多く、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた自分自身に関わる問題だと思っている方が、38.9%となっています。全国と比較すると、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた『そう思う』の割合が全国の36%よりも高く、「あまりそう思わない」「そう思わない」を合わせた『そう思わない』が19.7%と全国の41.5%よりも低くなっていることから、関心の高さがうかがわれます。



※全国調査は、令和3年度自殺対策に関する意識調査より

■ 今後、自殺対策としてどのようなことが必要と思うか（複数回答）

「自殺予防やうつ病に関する正しい知識の普及」が49.0%と最も多く、次に「様々な悩みに対応した相談窓口の充実」で47.6%、次に「児童・生徒に対するカウンセリングの充実」の45.2%、「雇用問題を含めた経済面の対策や生活困窮者の支援」の44.3%でした。



■ 自由記載からのご意見

66名もの多くの方から、自由記載によるご意見をいただきました。ご意見の中から、「中標津町で自殺対策を実施していることを知らなかった」「どのような取組をしているのか知りたい」等といった自殺対策に関する情報発信に関するご意見が多く寄せられました。また、精神科医療の充実、娯楽や趣味・若者が集まれる場の充実、気軽に悩みを相談できる体制整備、経済的な困窮に対する対策、子育て中の人や一人暮らし高齢者への支援等、様々な視点からのご意見をいただきました。このほか、町職員の自死に対して、役場内での再発防止への対策についてもご意見をいただきました。

8. 第1次計画の進捗と課題（平成31年度～令和5年度）

（1）第1次計画期間における目標達成状況

第1次計画の目標では、平成29年（2017年）における自殺者数5人、自殺死亡率20.9から減少と設定していました。

平成30年から令和4年の平均自殺者数は5.6人、平均自殺死亡率は24.0となり、目標を下回るできませんでした。

平成30年から令和4年の自殺者数及び自殺死亡率

	H30	R1	R2	R3	R4	合計	平均
自殺統計 自殺者数(自殺日・住居地)	5	8	5	3	7	28	5.6
自殺統計 自殺死亡率(自殺日・住居地)	21.1	34.1	21.4	12.9	30.5	-	24.0

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(2) 第1次計画の評価指標と目標達成状況

<p>※評価</p> <p>◎：当初の予定どおり実施できた</p> <p>○：おおむね実施できた</p> <p>△：実施（達成）は不十分だった</p> <p>×：実施（達成）できなかった</p>

基本施策

	指標の内容	目標値	基準値 (H30年度)	実績 令和5年度	評価
1 地域におけるネットワークの強化	中標津町生きるを支える連携会議の開催	1回/年	2回/年	1回/年	◎
	中標津町健康づくり推進連絡会議の開催	1回/年	1回/年	1回/年	◎
	中標津町生きるを支える地域連絡会議（新）	—	—	R4年度 1回	◎
2 自殺対策を支える人材の育成	ゲートキーパー養成講座（町民対象）	100人以上の受講	未実施	R1、3年度 開催116名	◎
	ゲートキーパー養成講座（町職員）	職員の70%以上の受講	未実施	R3年度開催 28名	△
3 住民への啓発と周知	広報紙・ホームページ・FM放送・SNS等を利用した情報発信	年2回以上周知	広報紙で 年1回周知	年2回 9月・3月に 広報紙掲載	○
	睡眠で休養が十分とれている方の増加	65%以上	H27年度 57.3%	R2年度 54.5%	×
	相談できる場や人がある方の増加	80%以上	H27年度 74.7%	R2年度 76.5%	○
4 生きることの促進要因への支援	こころの健康相談を利用できる方の増加	増加	H29年度 33名(実人員)	R4年度 26名(実人員)	△

重点施策

	指標の内容	目標値	基準値 (H30年度)	実績 令和5年度	評価
1 子ども・若者への対策	『中1ギャップ解消』の取組	町内全体で成果を共有する	モデル校の実施	R2年度より 小中一貫教育を実施	◎
	自殺予防教育	継続	実施	小5、中1年で学習を実施	◎
2 働き盛り世代への対策	企業へまちづくり出前講座の実施	2件/年以上	1件/年	0件/年 R4：2件	△

(3) 課題のまとめ

中標津町の自殺の現状や課題を以下のとおりまとめました。

【自殺統計】

- ・自殺死亡率（10万対）は道・国と比較し高い
- ・年代別死亡者数は、全体で20歳代が最も多く、男性は20歳代が、女性は60歳代、80歳以上が最も多い
- ・性・年代別自殺死亡率（10万対）は、国と比較すると男性は20歳未満、20歳代、80歳以上が高く、女性は20歳代、60歳代、80歳以上が高い
- ・原因・動機別の自殺者の状況をみると、道・国では「健康問題」が最も多いが、当町では「勤務問題」が最も多く、2番目に多いのが「健康問題」
- ・生活状況別自殺の内訳では、「20～39歳有職独居の男性」が最も多い
- ・自殺者における未遂歴の有無では、道・国と比較し、未遂歴ありの割合が高い
- ・有職者の自殺の内訳では、国と比較し、被雇用者・勤め人の割合が高い

【町民アンケート（健康づくり推進計画・生きるを支える自殺対策行動計画）】

- ・睡眠で休養が十分とれている人の割合が平成27年度よりも低下
- ・相談できる場や人があると回答した人の割合は、平成27年度よりも増加
- ・10歳代・70歳代に『幸せ』と感じる人の割合が少ない
- ・家計の状況では「全く余裕がない」「あまり余裕がない」を合わせて41.7%を占める
- ・3割近い人が、これまでに自殺を考えたことがあると回答され、自殺を考えた理由や原因は「家庭の問題」が最も多く、「勤務問題」、「経済的な問題」と続く
- ・どのように自殺を思いとどまったかという設問では「我慢した」と回答した人が最も多い
- ・周りで自殺をした人が「いる」と回答した人が国よりも多い
- ・総じて自殺対策に対する関心が高い

当町の地域自殺実態プロファイルにおいては、「子ども・若者」「勤務・経営」「高齢者」「生活困窮者」に係る自殺対策の取組が重点施策として推奨されています。当町の自殺の実態やアンケート調査の結果を踏まえ、以下の対策が重要と考えます。

【子ども・若者への対策】

年代別自殺死亡率から、国と比較し20歳未満、20歳代の自殺死亡率が高く、近年、若年層における自殺者が増加していること、アンケート調査から『幸せ』と感じる人の割合が10歳代の若者に低いことがわかりました。引き続き、若者を対象とした自殺対策は重要であると考えます。

【勤務・経営問題への対策】

当町では「勤務問題」を理由とした自殺が多く見られます。特に20～39歳の有職男性の自殺者数が多く、勤務問題に対しての自殺対策が重要であると考えます。

【高齢者・生活困窮者への対策】

国と比較し男性は80歳以上、女性は60歳代、80歳以上の自殺死亡率が高い状況です。アンケート調査から『幸せ』と感じる人の割合が70歳代に低いことがわかりました。また、経済的な問題を理由に自殺を考えたことがある人も多く、高齢者・生活困窮者への対策が必要です。

第3章 自殺対策における取組

1. 施策の体系

自殺対策を、大きく3つの施策群で構成します。

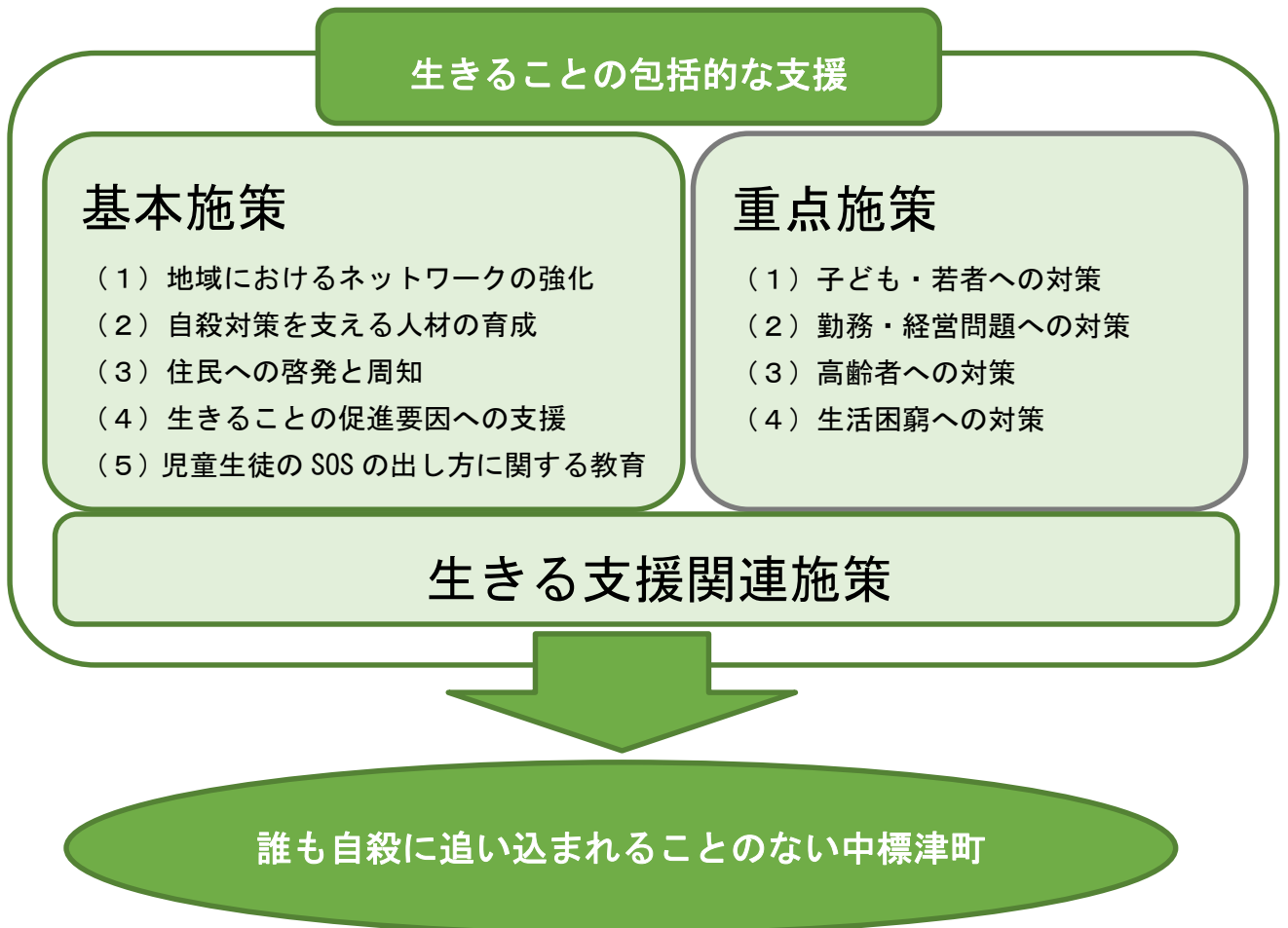
国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」においてすべての市町村が共通して取り組むべきとされている「基本施策」と、当町の自殺の実態を踏まえてまとめた「重点施策」、さらにその他の庁内事業をまとめた「生きる支援関連施策」です。

「基本施策」は地域におけるネットワークの強化や、自殺対策を支える人材の育成など、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組です。

一方、「重点施策」は、当町における自殺の重点課題として、子ども・若者への対策、勤務・経営問題への対策、高齢者及び生活困窮への対策に焦点を絞った取組です。それぞれの対象に関わる様々な施策を結集させることで、一体的かつ包括的な取組を行います。

また、「生きる支援関連施策」は、既に行なわれている様々な事業を自殺対策と関連付けて推進するため、その取組の内容をまとめたものです。

このように、施策の体系を定め、関係団体と連携することで、当町の自殺対策を「生きることの包括的な支援」として推進していきます。



2. 5つの基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺対策においては、様々な関係機関とのネットワークづくりが重要です。自殺対策に特化したネットワークだけではなく、他の事業を通じて、地域に展開されているネットワーク等と自殺対策とを関連させ、連携強化に取り組んでいきます。

①自殺対策に関するネットワーク

【事業名】 事業内容	役場 関連部署
【中標津町生きるを支える連携会議】 自殺対策について理事者及び全部長職で組織する推進本部を設置。会議を開催することにより、全庁を挙げて横断的な自殺対策に取り組みます。	全課
【中標津町生きるを支える地域連絡会議】 自殺対策について関係機関・団体との連携により、地域のネットワーク体制を構築し、地域における自殺対策を推進します。	福祉課 健康推進課
【中標津町健康づくり推進連絡会議】 地域全体で健康づくりに取り組む目標の一つに「こころの健康」を設けており、会議の中で情報の共有や、町民の健康状態の把握、関係機関が連携し、こころの健康づくりを推進します。	健康推進課
【中標津保健所管内自殺対策推進連絡会議の参加】 中標津保健所が主催している自殺対策推進連絡会議に参加し、中標津保健所管内の市町村や関係機関の自殺対策の課題や取組内容を共有し、関係機関の連携による効果的な取組を検討・推進します。また、医療機関と地域の関係機関が自殺未遂者への支援について検討し、切れ目のない継続的かつ包括的な自殺未遂者支援を推進します。	福祉課 健康推進課
関係機関 北海道中標津保健所、北海道警察釧路方面中標津警察署、根室北部消防事務組合消防本部、北海道教育庁根室教育局、町立中標津病院、根室圏域障がい者総合相談支援センターあくせす根室、日本司法支援センター釧路地方事務所、釧路弁護士会 等 21 機関	

②その他自殺対策に関連するネットワーク

【事業名】 事業内容	役場 関連部署
【中標津町養育支援カンファレンス】 妊娠期から支援を必要とする方に対し、医療・保健・福祉で支援の方向性について検討することで、専門的な支援を推進します。	健康推進課 子育て支援課 町立中標津病院
【社会福祉協議会との連携】 地域住民に対する広域的な福祉活動、福祉サービスの提供、ボランティア団体・共同募金委員会等への支援を実施しています。地域の自殺実態や対策の情報、要支援者の安否情報の収集ならびに関係者間での情報等の共有により、スムーズな連携を図ることができます。	福祉課
【介護保険事業関係者との連携】 介護サービス提供のためのサービス提供計画作成の段階において、当町では介護者の心身の負担軽減を考慮した計画作りを啓発しています。介護者等のあるところの健康不安に関し事業所間の連携体制をつくり、必要に応じ健康相談につなげていきます。	介護保険課
【子育て支援・虐待防止ネットワーク会議の開催】 町内の関係機関が連携し、子どもとその家庭の状況を把握することで、自殺リスクの高い方をキャッチし、児童相談所や保健所等必要な関係機関につなぐなど早期の対応につなげていきます。	子育て支援課

(2) 自殺対策を支える人材の育成

地域のネットワークは、それを担う人材がいて初めて機能するものです。そのため、自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進するうえで基盤となる重要な取組です。

様々な分野の専門家や関係者だけではなく、町民を対象にした研修会を開催することで、地域のネットワークの担い手・支え手になる人材を育成していきます。

【ゲートキーパーとは】

自殺の危険を示すサインに気づき、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守るといった適切な対応を図ることのできる人のことで、「命の門番」とも言われています。一人でも多くの方がゲートキーパーとしての意識を持つことで、専門性の有無に関わらず、それぞれの立場でできることから進んで行動を起こすことが自殺対策の推進につながります。

①さまざまな職種を対象とする研修の実施

【事業名】 事業内容	役場 関連部署
【町職員を対象としたゲートキーパー養成講座】 家庭訪問や庁舎窓口での各種相談において、自殺リスクを抱えた町民を早期に発見し、支援へつなぐ役割を担える職員を育成するため、職員研修に自殺対策に関する意識の向上を図る科目を取り入れたり、ゲートキーパー養成を目的とした講習会を開催します。	総務課 健康推進課 福祉課
【専門職によるスキルの向上】 保健師等の専門職が研修会へ参加することで支援技術の向上を図ります。	健康推進課
【福祉に関する施設等を対象としたゲートキーパー養成講座】 根室圏域障がい者総合相談支援センターや各種福祉サービスを行う事業所の職員等を対象に、ゲートキーパー研修の開催案内や受講の呼びかけを行います。	福祉課

②町民を対象とする研修の実施

【事業名】 事業内容	役場 関連部署
【まちづくり出前講座】 町民からの要請により、職員が地域に出向いて行政に関する情報を分かりやすく伝える「まちづくり出前講座」において、自殺対策に関する講義等を実施していきます。	政策推進課 健康推進課 福祉課
【ゲートキーパー養成講座】 一般町民や健康づくり推進連絡会議委員、各種団体、企業等を対象にゲートキーパー研修を実施していきます。	健康推進課 福祉課

(3) 住民への啓発と周知

相談機関や相談窓口の存在を知らなければ、問題を抱えた際に適切な支援へとつながることができません。そのため、様々な接点を活かして相談機関等に関する情報を提供するとともに、自殺対策について理解を深められるよう、講演会等を開催します。さらに毎年9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間などには地域の広報媒体を利用し、地域全体に向けた問題の啓発や相談先の周知を積極的に行います。

中標津町は、国・道と比較すると自殺未遂歴がある自殺者の割合が高い現状にあります。自殺未遂者は重要なハイリスク群であり、もう一度自殺を凶らないよう防止をすることが大切です。そのため、自殺未遂者に対し医療機関において相談機関を周知し、継続的な支援につなげます。

また、自殺対策は事前対応や危機対応のみならず、自殺が起きた後の事後対応も重要です。自殺に悩む人だけでなく、自殺に悩む人の家族や自死遺族に対する相談先の周知を実施します。

【事業名】 事業内容	役場 関連部署
<p>【相談窓口でのパンフレット配布】</p> <p>各種相談窓口において、相談先の情報を掲載したパンフレットや啓発リーフレット等を配布していきます。</p> <p>医療機関で自殺未遂者や家族等に相談先を紹介するなど、こころの悩みをもつ方やその家族、自死遺族へ支援情報の周知に努めます。</p>	全課
<p>【広報紙、ホームページやFM放送、SNS等を利用した情報発信】</p> <p>広報中標津、ホームページ、FM放送、町公式Facebook、LINE等のSNSを利用し、自殺対策に関する情報の周知・啓発を行います。主に9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間には強化して実施します。</p>	総務課 健康推進課
<p>【まちづくり出前講座】（再掲）</p> <p>こころの健康づくりとして、「地域自殺対策の取組」等を盛り込んだ出前講座を実施していきます。</p>	政策推進課 福祉課 健康推進課
<p>【中標津町健康づくり推進計画の周知活動】</p> <p>計画の中のこころの健康に関する目標達成に向けた取組をすることで、自殺対策につながります。また、計画の評価のためのアンケートの実施によって、町民のこころの健康、自殺に関する意識等の現状把握を行い、状況に応じた対策の充実につなげます。</p>	健康推進課
<p>【町民向け講演会やイベント等の機会を活用した啓発】</p> <p>老人クラブ研修、生涯学習研修講座、救命講習等の機会に自殺対策の啓発を行うことで、町民の自殺問題に対する理解の促進を図ります。</p>	福祉課 消防署 社会教育課

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、「生きることの促進要因」よりも、「生きることの阻害要因」が上回ったときです。「生きることの阻害要因」を減らすための取組のみならず、「生きることの促進要因」を増やすための取組を同時に行うことによって、自殺リスクを低下させることができます。こうした点を踏まえて「生きることの促進要因」の増加につながるよう、相談・支援体制の充実（居場所づくり活動を含む）を図ります。

また、自殺未遂者や自死遺族に対して、相談・支援体制を整え、継続的な支援を行います。

<p style="text-align: center;">【事業名】 事業内容</p>	<p style="text-align: center;">役場 関連部署</p>
<p>【健康に関する相談支援の充実】</p> <p>自殺の原因として最も多い健康問題に関する支援が重要です。こころやかからの健康に関する相談・支援体制の充実を図ります。また病気は自殺の大きな要因となることから、健診受診や保健指導の機会を通して、病気予防、早期に治療につなげることで、自殺の要因を取り除き、必要な方には継続した支援を行います。</p> <p>こころの健康相談では、こころの悩みを抱えた方だけではなく、自殺未遂者、自死遺族に対する支援の充実を図ります。</p> <p>町立中標津病院では、精神科治療が必要な方に対し、ソーシャルワーカーが相談対応します。</p> <p>例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○こころの健康相談、栄養相談、歯科相談、特定健診、がん検診 (健康推進課) ○救急医療体制の充実 (町立中標津病院) 	<p style="text-align: center;">健康推進課 町立中標津病院</p>
<p>【生活・経済・仕事に関する相談支援の充実】</p> <p>就業や労働に関する問題、生活及び経済的な問題等の幅広く深刻な悩みに関する相談・支援の充実を図ります。また、生活状況に応じて関係部署が連携を図りながら相談対応と問題解決に当たります。</p> <p>例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○納税相談 (納税課) ○無料法律相談、消費生活相談、人権擁護委員による相談 (生活課) ○国民年金相談、国民健康保険・後期高齢者医療保険給付事務 (住民保険課) ○介護相談 (介護保険課) ○公営住宅における相談 (都市住宅課) ○医療相談窓口 (町立中標津病院 医事課) ○新規就農等の農業経営における相談 (農林課) 等 	<p style="text-align: center;">全課</p>

<p>【子育て世代に対する相談支援の充実（居場所づくり活動を含む）】</p> <p>妊娠期、新生児期等の早期から支援が必要な家庭を把握し、産後うつ予防を含め、切れ目無く適切な支援を行います。</p> <p>例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○母子手帳交付、妊婦相談、パパママ教室、産婦健診、産後ケア事業、新生児訪問、乳幼児健診・相談、こども相談・地域療育支援 ○こんにちは赤ちゃん家庭訪問、病児保育事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業 ○保育園 ○児童デイサービスセンター 	<p>健康推進課 子育て支援課 保育園 児童デイサービスセンター 町立中標津病院</p>
<p>【高齢者に対する相談支援の充実（居場所づくり活動を含む）】</p> <p>高齢者の孤立・孤独を防ぎ、地域で元気に生活ができるよう、相談・支援体制の充実（居場所づくりを含む）を図ります。</p> <p>例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センター運営事業 ○老人クラブ、シルバー人材センター ○介護予防事業 	<p>福祉課 介護保険課</p>
<p>【障がい者に対する相談支援の充実（居場所づくり活動を含む）】</p> <p>障がいを抱える当事者とその家族が地域で安心して生活を送れるよう、相談・支援体制の充実（居場所づくりを含む）を図ります。</p> <p>例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○共生型交流センター ○根室圏域障がい者総合相談支援センター ○地域活動支援センター ○各種障がい福祉サービス 	<p>福祉課</p>

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒を取り巻く環境は、常に変化しています。生活環境・家庭環境の多様化や複雑化、核家族化などによって人間関係が希薄になることは、児童生徒の身近な話し相手、相談相手の減少や居場所を失うことにもつながりかねません。

児童生徒自身が安心して過ごすことのできる居場所を確保し、困難やストレスに直面した際に自ら信頼できる大人に相談できるよう啓発を実施していく必要があります。

【事業名】 事業内容	役場 関連部署
<p>【自殺予防教育】</p> <p>現在、町内の小・中学校の保健体育の授業で自殺予防に関する教育を取り入れています。今後も継続して、自殺予防教育に取り組んでいきます。</p>	<p>教育委員会 学校教育課</p>
<p>【学校へ専門家の派遣】</p> <p>○スクールソーシャルワーカー</p> <p>問題を抱える児童生徒への支援・問題解決の対応を行うスクールソーシャルワーカーを各学校に派遣します。児童生徒の問題行動の背景には、児童生徒のこころの問題とともに、家族、友人関係、地域、学校等、児童生徒の置かれている環境の問題が複雑に絡み合っていると考えられることから、教育分野だけでなく、社会福祉の経験を活かした教育相談の実施・関係機関との連携により、早期の対応につなげます。</p> <p>○スクールカウンセラー</p> <p>児童生徒の臨床心理に関して高度で専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーを各学校に派遣します。児童生徒へのカウンセリング、教員・保護者への助言・援助を実施し、児童生徒のこころの悩みの深刻化やいじめ・不登校等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応を図ります。</p>	<p>教育委員会 学校教育課</p>
<p>【教育相談センター】</p> <p>青少年の健全育成及び不登校児童生徒の支援を図り、児童生徒の相談業務、関係機関との連携により早期の対応につなげます。</p>	<p>教育委員会 学校教育課</p>
<p>【児童生徒や若者に対する支援情報の提供】</p> <p>児童生徒の困難な事態、強い心理的負担を受けた場合に対応できる相談窓口の周知を実施します。(教育委員会・教育相談センター・24時間子どもSOSダイヤルの周知)</p>	<p>教育委員会 学校教育課</p>
<p>【児童館、放課後児童クラブ】</p> <p>0歳から継続して成長を見守ることができる児童館では、日頃の関わりの中での変化や危機的状況にある方に対し、専門機関につなぐ等早期対応ができます。目的がなくても、気軽に立ち寄ることができ、また指導員と常に話が出来る児童館において、中高校生の居場所を確保する等、若年層の自殺リスクの軽減を図ります。</p>	<p>子育て支援課</p>

3. 4つの重点施策

(1) 子ども・若者への対策

中標津町の年代別自殺死亡率は、国と比較し男女ともに20歳未満及び20歳代の自殺死亡率が高い現状があります。自殺の背景にあるとされる様々な問題は、人生の中で誰もが直面し得る危機であり、そうした問題への対処方法や支援先に関する正確な情報を早い時期から身に付けていくことが重要です。また、幼少期における貧困、虐待や性被害等の体験などはその人の自殺リスクを高める要因にもなりかねません。

このようなことから、子ども・若者への対策として、児童生徒や保護者等が抱え込みやすい自殺リスクの早期発見に努めるとともに、包括的な支援を推進していきます。

【事業名】 事業内容	役場 関連部署
<p>【自殺予防教育】（再掲）</p> <p>現在、町内の小・中学校の保健体育の授業で、「不安や悩みへの対処方法」や「ストレスへの対処の方法」についての学習を取り入れています。今後も継続して、自殺予防教育に取り組んでいきます。</p>	<p>教育委員会 学校教育課</p>
<p>【小中一貫教育推進】</p> <p>小中一貫教育導入推進の中で、「中1ギャップ解消」のため、様々な取組を実施します。</p>	<p>教育委員会 学校教育課</p>
<p>【学校へ専門家の派遣】（再掲）</p> <p>○スクールソーシャルワーカー</p> <p>問題を抱える児童生徒への支援・問題解決の対応を行うスクールソーシャルワーカーを各学校に派遣します。児童生徒の問題行動の背景には、児童生徒のこころの問題とともに、家族、友人関係、地域、学校等、児童生徒の置かれている環境の問題が複雑に絡み合っていると考えられることから、教育分野だけでなく、社会福祉の経験を活かした教育相談の実施・関係機関との連携により、早期の対応につなげます。</p> <p>○スクールカウンセラー</p> <p>児童生徒の臨床心理に関して高度で専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーを各学校に派遣します。児童生徒へのカウンセリング、教員・保護者への助言・援助を実施し、児童生徒のこころの悩みの深刻化やいじめ・不登校等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応を図ります。</p>	<p>教育委員会 学校教育課</p>
<p>【教育相談センター】（再掲）</p> <p>青少年の健全育成及び不登校児童生徒の支援を図り、児童生徒の相談業務、関係機関との連携により早期の対応につなげます。</p>	<p>教育委員会 学校教育課</p>

<p>【児童生徒や若者に対する支援情報の提供】（再掲）</p> <p>児童生徒の困難な事態、強い心理的負担を受けた場合に対応できる相談窓口の周知を実施します。（教育委員会・教育相談センター・24時間子どもSO Sダイヤルの周知）</p>	<p>教育委員会 学校教育課</p>
<p>【児童館、放課後児童クラブ】（再掲）</p> <p>0歳から継続して成長を見守ることができる児童館では、日頃の関わりの中での変化や危機的状況にある方に対し、専門機関につなぐ等早期対応ができます。目的がなくても、気軽に立ち寄ることができ、また指導員と常に話が出来る児童館において、中高校生の居場所を確保する等、若年層の自殺リスクの軽減を図ります。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>【給食費未納者への支援】</p> <p>給食費の滞納をしている方は、経済的な困難を抱えている方も少なくありません。状況の聞き取りを行い、必要に応じて様々な支援機関につなげます。</p>	<p>学校給食センター</p>

(2) 勤務・経営問題への対策

中標津町では勤務問題を理由とした自殺が多く見られます。労働者や経営者は、過重労働、職場の人間関係、経営不振、社会情勢など様々な要因で悩みを抱え、心身の健康を損ないやすいとされています。近年では、被雇用者の職場におけるパワーハラスメントや長時間労働が原因となる自殺も問題視されており、自殺を生まない職場環境の整備が求められています。また、働き盛りの世代は、心理的・社会的にも過重な負担を抱えることが多く、過労、失業、病気、家族の介護等によりこころの健康を損ないやすいとされています。こうした人々が安心して生きられるようにするためには、精神保健上の視点だけではなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。

【事業名】 事業内容	役場 関連部署
<p>【有職者への支援】</p> <p>○町職員への支援（総務課・健康推進課・福祉課）</p> <p>ストレスチェックや人事評価を通じてメンタル不調者などを早期に発見し、メンタルヘルスセミナーへの受講機会を創出し、町職員の心身面における健康の維持増進を図ります。また、定数管理の見直しと必要な職員数を確保し、働きやすい環境を整えます。</p> <p>また、メンター制度を導入し、先輩職員（メンター）が後輩職員（メンティ）の相談役となり、コミュニケーションを活性化させ、不安や悩み等に寄り添いサポートをすることで町職員のメンタルヘルス対策の推進を図ります。</p> <p>○教職員への支援～学校における働き方改革～（教育委員会 管理課）</p> <p>学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中で、教職員の長時間労働が大きな社会問題となっています。</p> <p>出退勤管理システムの導入をはじめ、学校閉庁日の設定やストレスチェック、留守番電話の導入など、様々な取組を通して、教育委員会、学校、家庭、地域の連携により、保護者や地域住民の理解を得ながら、業務改善を推進するとともに、教職員一人ひとりが心身の健康と、誇りとやりがいを持って職務に従事できるよう、教職員の働き方改革の取組を推進します。</p>	<p>総務課 健康推進課 福祉課</p> <p>教育委員会 管理課</p>
<p>【介護者への支援】</p> <p>介護者等のこころの健康不安に関し事業所間の連携体制をつくり、必要に応じ健康相談につなげていきます。</p>	<p>介護保険課</p>

<p>【経営サポート体制の推進】</p> <p>勤務問題における自殺を防ぐため、経営上の問題を相談できる適切な相談機関につなぐ等の体制を推進します。</p> <p>例</p> <p>○JA 計根別新規参入者バックアップチーム、JA 中標津担い手創出協議会、農業農村活性化資金貸付金、新規就農者対策事業補助金（農林課） 農業経営や生活環境などの相談・支援を行います。</p> <p>○通年雇用促進支援事業、労働福祉対策事業（経済振興課） 雇用者への相談・支援を行いません。</p>	<p>農林課 経済振興課</p>
<p>【まちづくり出前講座】（再掲）</p> <p>働き盛り世代の職場を対象として、こころの健康に関する講座等を実施していきます。</p>	<p>政策推進課 健康推進課 福祉課</p>
<p>【生活・経済・仕事に関する相談支援の充実】（再掲）</p> <p>働き盛り世代の就業や労働に関する問題、生活及び経済的な問題等の幅広く深刻な悩みに関する相談・支援の充実を図ります。また、問題解決に向け、各部署、各機関と連携を図り支援をつなげていきます。</p> <p>例</p> <p>○納税相談（納税課）</p> <p>○無料法律相談、消費生活相談、人権擁護委員による相談（生活課）</p> <p>○国民年金相談、国民健康保険・後期高齢者医療保険給付事務（住民保険課）</p> <p>○介護相談（介護保険課）</p> <p>○公営住宅における相談（都市住宅課）</p> <p>○医療相談窓口（町立中標津病院 医事課）</p> <p>○新規就農等の農業経営における相談（農林課） 等</p>	<p>全課</p>

(3) 高齢者への対策

中標津町の年代別自殺死亡率を国と比較すると、男性は80歳以上、女性は60歳代と80歳以上の自殺死亡率が高い状況です。

加齢による健康問題や周りの人々とのつながりの希薄化等により、閉じこもりや孤立・孤独状態に陥ることで自殺のリスクを抱えやすくなります。特に高齢者は、配偶者を含む家族・親族との死別・離別等をきっかけに孤立・孤独状態に陥ることが多くなる傾向があります。

また、介護に関する悩みにより、高齢者を含む家庭全体が心身ともに疲弊してしまうこともリスクとして挙げられるため、介護者などの支援者も含めた自殺対策が必要です。

このため、高齢者の生きがいつくりや健康づくり、介護予防など包括的な支援を推進していきます。

【事業名】 事業内容	役場 関連部署
【地域包括支援センター運営事業】 高齢者が住み慣れた地域でその人らしい暮らしを送ることができるよう、保健・医療・福祉・介護等の総合的な支援のための調整を行います。また、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメントなどの事業を行います。	介護保険課
【介護予防事業】 高齢者が自立した日常生活を送ることができるよう、介護予防に関する知識や情報の提供、啓発を行います。	介護保険課
【各種健（検）診・保健指導・健康相談】 疾病等の早期発見、早期治療につなげるため、健康診査・がん検診等の各種健（検）診を実施します。また、生活習慣病を予防し、健康の保持・増進について保健指導や健康相談を行うことで、心身ともに健康でいられるよう支援します。	健康推進課
【高齢者大学（中標津しらかば学園）】 高齢者の生涯学習の機会を確保し、参加者同士の交流の場を持つことで、生きがいつくりを支援します。	教育委員会 社会教育課
【シルバー人材センター運営事業補助】 公益財団法人中標津町シルバー人材センターに対し、運営費を助成することで活動基盤の安定化を図り、高齢者の就労の機会を確保し、生きがいつくりや社会参加を促進します。	福祉課
【老人クラブ】 高齢者の地域に根ざした社会参加活動や仲間づくりの場を確保するため、老人クラブ活動を支援し、生きがいつくりを促進します。	福祉課

(4) 生活困窮への対策

生活困窮の背景には、多重債務や労働問題、精神疾患、虐待、DV、介護、障がい等の多様な問題が複雑かつ複合的に関係していることが少なくありません。様々な要因に対し、適切な支援へとつなげていくことが必要です。

一人ひとりの状況に合わせた関係部署・関係機関との連携による包括的な支援体制の構築を図ります。

【事業名】 事業内容	役場 関連部署
<p>【生活保護相談】</p> <p>生活保護に関する相談に対応し、経済的な問題だけでなく、生活面での困難や問題を抱えている状況を丁寧に聞き取り福祉事務所へつなげるとともに、必要に応じてその他の支援機関につなげます。</p>	福祉課
<p>【民生委員・児童委員】</p> <p>民生委員・児童委員による相談・支援等の実施により、困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげます。</p>	福祉課
<p>【生活・経済・仕事に関する相談支援の充実】(再掲)</p> <p>就業や労働に関する問題、生活及び経済的な問題等の幅広く深刻な悩みに関する相談・支援の充実を図ります。また、生活状況に応じて関係部署が連携を図りながら相談対応と問題解決に当たります。</p> <p>例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○納税相談（納税課） ○無料法律相談、消費生活相談、人権擁護委員による相談（生活課） ○国民年金相談、国民健康保険・後期高齢者医療保険給付事務（住民保険課） ○介護相談（介護保険課） ○公営住宅における相談（都市住宅課） ○医療相談窓口（町立中標津病院 医事課） ○新規就農等の農業経営における相談（農林課） 等 	全課

4. 生きる支援関連施策一覧

No	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課
1	職員の健康管理	ストレスチェックの実施	ストレスチェックの実施や高ストレス者へのフォロー体制の充実に努める。	総務課
2	人材育成の推進	人事評価制度の導入、実施	人事評価による上下関係の相談体制のほか、職場の垣根を超えた同年代との繋がり強化を図る。	総務課
3	人材育成の推進	メンタルヘルスセミナーをはじめとする各種研修会の開催、派遣	外部講師による職員研修の実施やメンタルヘルス、レジリエンス強化に関する研修等を計画する。	総務課
4	定員管理と組織機構の見直し	中標津町定員管理計画の策定	業務に応じた適正な職員配置に努める。	総務課
5	広報中標津の発行	広報紙「広報中標津」の毎月発行	住民が情報を知る上で最も身近な情報媒体であり、自殺対策の啓発としての各種事業や支援策等に関する情報を直接住民に提供する機会になるよう情報発信に努める。	総務課
6	ホームページの充実	広報中標津及び生涯学習だより発行時のホームページ掲載、カメラウォッチ(ブログ)更新、各課のページ更新	住民へ情報を提供する上でコストをかけることなく情報提供が行えるツールであり、自殺対策の啓発としての各種事業や支援策等に関する情報を直接住民に提供する機会になるよう情報発信に努める。	総務課
7	広報・広聴の充実	FM放送を利用した行政情報の発信 SNSを利用した情報発信 道銀中標津支店の壁面広告での町のPR	住民へ情報を提供する上で最も拡散性のあるツールであり、自殺対策の啓発としての各種事業や支援策等に関する情報を直接住民に提供する機会になるよう情報発信に努める。	総務課
8	防災対策一般事務	各種防災対策を推進するため、国や道をはじめとする関係機関と密接な連携をとり、効果的に各種事業を行うとともに、災害に対する諸対策として地域防災計画の作成等を行い、総合的かつ計画的な防災対策を推進する。	地域防災計画の改訂にあわせて、メンタルヘルスの重要性や施策等について同計画に定める。	総務課
9	中標津町総合計画・実施計画策定事務	第7期中標津町総合計画における町民と議会と行政が協働して新しいまちを計画的に築いていくため、基本構想、基本計画を策定。また、施策目的を達成するための事務事業のうち、中短期的な主要事務事業に係る実施計画を、基本計画や財政計画と整合性を図り策定する。	第7期中標津町総合計画の主要施策「健康づくりの推進」において自殺予防対策など心の健康づくりの推進について掲げている。	政策推進課

No	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課
10	中標津町まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進	国全体において少子高齢化や人口減少が急速に進む中、町が活力を維持しながら発展していくため、転出者の抑制、出生数の増加、転入者の増加に繋がる4つの基本目標と施策の基本的方向を示すものとして総合戦略を策定している。数値目標やKPIを設定し、戦略の実施状況・効果を内部・外部評価により検証し、施策の見直しや戦略の改定を行う。	「中標津町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は「第7期中標津町総合計画」の基本目標を踏まえつつ、人口減少に対応するための重点的施策として事業内容の見直しを予定しており、若者・女性をターゲットに施策の展開を検討し、自殺対策に間接的に関与していく。	政策推進課
11	まちづくり出前講座	住民からの要請により、職員が地域に出向いて行政に関する情報を分かりやすく伝える。	町民の要望に応じて引き続き出前講座を実施し、住民に対する啓発の機会とする。	政策推進課
12	自治基本条例の推進	町民が主体の自治を実現することを基本理念とし、まちづくりを進める上での共通のルールとなる重要な事項を定めた「自治基本条例」が、広く町民に浸透し、まちづくりが進行していくことを目的とする。	自治推進会議を開催し、自治基本条例の周知方法など、より分かりやすい手法について引き続き検討。広報紙において自治推進会議の開催報告を掲載する。	政策推進課
13	男女共同参画に関する住民意識の啓発	男女雇用機会均等法や女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の施行を契機に、今後、男性・女性といった性別に関係なく、個々人の感性や能力を最大限に活用し、多様な場面に参画していくための条件整備が進むことを目的とする。	男女共同参画及び女性の社会参加に関するパンフレット、ポスター等の掲示。また、フォーラムの開催など、女性も男性も住みやすいまちづくりに向けた事業を計画する。	政策推進課
14	徴収の緩和制度としての納税に関する相談	徴収の緩和制度としての納税に関する相談、折衝	納期内納付できない住民は生活面においても深刻な問題を抱えている可能性があるため、納税相談をきっかけと捉え、様々な支援につなげられる体制づくりが必要である。納税相談を受けたり徴収を行う職員がゲートキーパー養成研修を受講することで、気づき役やつなぎ役としての役割を担える可能性がある。	納税課
15	無料法律相談開設	無料法律相談を年3回実施するための広報啓発、受付、釧路弁護士会との連携事務	民事・家事・行政に関する相談を対象としているが、町民が直接弁護士に相談するには少しハードルが高い。町が無料相談を実施することで、気軽に悩み等を相談でき、必要に応じて、正式な弁護士依頼等も想定できる。	生活課
16	消費生活センター	消費生活相談業務を実施する。また、管内の相談業務を連携して行う。	消費者トラブルは巧妙化しており、主に高齢者を対象とした被害が発生している。法的に成人年齢も引き下げられ、若者の被害も懸念される。広報紙や消費者協会会報などで注意喚起や周知を引き続き行っていく。	生活課
17	人権擁護啓発事業	人権意識を高めるための啓発を行う。	地域の人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、擁護していくことが必要であり、いじめ、体罰、虐待をはじめ、子供、女性、高齢者、インターネットなど問題は多岐にわたる。引き続き、国・道と連携し、人権問題に対応する。	生活課

No	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課
18	国民年金制度の周知・啓発	相談業務	相談業務において、潜在的な自殺リスクの高い住民との接触機会となる場合もあり、必要に応じて適切な支援につなぐ機会、接点となり得る。 相談対応にあたる職員がゲートキーパー研修を受講することで、気づき役やつなぎ役としての役割を担える可能性がある。	住民保険課
19	国民健康保険事業(特別会計)	保険給付事務・窓口業務	窓口業務において、潜在的な自殺リスクの高い住民との接触機会となる場合もあり、必要に応じて適切な支援につなぐ機会、接点となり得る。 窓口業務にあたる職員がゲートキーパー研修を受講し、気づき役やつなぎ役としての役割を担える可能性がある。	住民保険課
20	後期高齢者医療事業(特別会計)	保険料徴収事務・窓口業務	窓口業務において、潜在的な自殺リスクの高い住民との接触機会となる場合もあり、必要に応じて適切な支援につなぐ機会、接点となり得る。 窓口業務にあたる職員がゲートキーパー研修を受講し、気づき役やつなぎ役としての役割を担える可能性がある。	住民保険課
21	社会福祉協議会補助	地域住民に対する広域的な福祉活動、福祉サービスの提供、ボランティア団体・共同募金委員会等への支援	地域の自殺実態や対策の情報、要支援者の安否情報の収集並びに関係者間で情報等を共有し、スムーズな連携を図る。	福祉課
22	フレンドリーサマーキャンプ事業費補助	中標津町フレンドリーサマーキャンプ実行委員会主催による野外活動(キャンプ)の実施	行政と民間・関係団体が協力し、地域におけるネットワークの強化が図られる。 キャンプを通して多くの住民が交流することで、地域において自殺リスクを抱えた対象者の情報をキャッチし支援につなぐための機会、接点となり得る。	福祉課
23	民生委員児童委員	民生委員児童委員による地域の相談・支援等の実施	相談者の中で問題が明確化しておらずとも、同じ住民という立場から、気軽に相談できるという強みが民生委員児童委員にはある。 地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口として機能し得る。	福祉課
24	重度心身障がい者医療扶助費	重度心身障がい者の健康保持と福祉の増進を図ることを目的として、重度心身障がい者に対し、医療費の一部を助成する。	医療費に関する手続きの際、当事者と直接的な接触機会があれば、当事者の抱える問題の早期発見と対応への接点になり得る。	福祉課
25	シルバー人材センター運営事業補助	公益社団法人中標津町シルバー人材センターに対し、国及び自治体は運営費を助成することで活動基盤の安定化を図る。	シルバー人材センターの運営を通じて、高齢者の就労の機会を確保し、生きがいづくりや社会参加を促進する。	福祉課
26	老人福祉施設入所措置	老人福祉法第11条に基づき、経済的な理由や居住環境などに問題を抱え自立した生活を続けることが困難であり、支援を行う近親者もない人を老人福祉施設に入所させ養護する。	養護老人ホームへの入所手続きの中で、本人や家族等と接触の機会があり、問題状況等の聞き取りができれば、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる接点ともなり得る。	福祉課

No	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課
27	高齢者支援事業	長寿者等記念品贈呈・老人クラブ運営費補助・老人クラブ研修事業支援	講習会や研修会で自殺問題に関する講演ができれば、住民への問題啓発と研修機会になり得る。	福祉課
28	共生型交流拠点施設管理経費	共生型交流センター施設運営管理経費(清掃等委託 警備委託料 消防用設備点検委託 その他経費)	障がい者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる上での最初の窓口となり得るもので、そうした取組は自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	福祉課
29	障がい者グループホーム運営事業	街の中心部に共生型交流センターを整備し、ここを交流の拠点として、障がい者の日中活動と就労支援、障がい者や高齢者等の多世代交流が図れるサロン運営と自然な集いなどから地域住民の参画を促進する。	障がい者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる上での最初の窓口となり得るもので、そうした取組は自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	福祉課
30	障がい者介護・訓練等給付費扶助事業	障がい者介護・訓練等給付費 障がい児通所給付費 障がい者自立支援医療費 障がい児支援に関する事務 他	介護は当人や家族にとって負担が大きく、最悪の場合、心中や殺人へとつながる危険もある。相談支援の提供は、介護にまつわる問題を抱えて自殺のリスクが高い住民との接触機会として活用し得る。相談を通じて当人や家族の負担軽減を図ることで、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	福祉課
31	根室圏域障がい者総合相談支援センター事業	根室圏域障がい者総合支援センター設置連絡協議会(根室管内1市4町)が共同で設置・運営	センターで相談対応にあたる職員に、ゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺対策の視点についても理解してもらい、問題を抱えている場合には適切な窓口へつなぐ等、職員の相談対応の強化につながり得る。	福祉課
32	障がい者地域生活支援事業	訪問入浴サービス事業 在宅福祉移送サービス事業 日中一時支援事業 コミュニケーション支援事業 他	各種サービスを行う職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、障がいのある人とその家族が悩みや問題を抱えている場合には、その職員が適切な窓口へつなぐ等のための対応を取れるようになる可能性がある。ショートステイの機会を活用し、障がいのある人の状態把握を行なうことで、虐待等の危険を早期に発見するための機会ともなり得る。それは自殺リスクへの早期対応にもつながり得る。介護の負担を軽減するという意味で、支援者(介護者)への支援としても位置付けられる。	福祉課
33	「中標津町生きるを支える連携会議」の設置	自殺対策について庁内各分野の部署と連携し、理事者及び全部長職で組織する推進本部を設置	「中標津町生きるを支える連携会議」の開催により、全庁を挙げて横断的な自殺対策に取り組む。	福祉課 健康推進課
34	「中標津町生きるを支える地域連絡会議」の設置	地域の関係機関・団体で構成する連絡会議を設置	「中標津町生きるを支える地域連絡会議」の開催により、地域のネットワーク体制を構築し、地域における自殺対策の総合的な推進を図る。	福祉課 健康推進課

No	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課
35	介護予防事業	介護予防・地域支援事業及び、介護予防教室における介護予防・認知症予防事業の実践と普及・啓発	介護予防に関する知識や情報の提供、啓発を行うことを目的とした事業である。介護負担は自殺リスクとなる場合があることから、高齢者が自立した日常生活を送ることができるよう、普及・啓発を図る。	介護保険課
36	介護保険事業関係者の連携	介護保険事業関係者等の情報共有と心の健康相談との連携	介護サービス提供のためのサービス提供計画作成の段階において、本町では介護者の心身の負担軽減を考慮した計画作りを啓発してきている。介護者等の心の健康不安に関し事業所間の連携体制をつくり、必要に応じ、心の健康相談につなげていく。	介護保険課
37	介護相談	高齢者とその家族の悩み事や介護保険に関する総合相談	介護は当人や家族にとって心身ともに負担が大きい。介護にまつわる諸問題についての相談の機会を通じて家族や当人が抱える様々な問題を察知し、支援につなげることで、自殺リスクの軽減となり得る。	介護保険課
38	子ども・子育て支援事業	病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業	相談相手や頼れる相手がいない中での子育てに行き詰ったり、疲労感を感じた場合は、自殺のリスクが高くなる可能性も高くなるのが想定される。子どもを気軽に預かってくれる場所があることが保護者の安心感にもなり、また母子の状況を直接的なかかわりの中で察知し和らげることができ、直接的な自殺対策につながる。	子育て支援課
39	児童虐待防止	子育て支援・虐待防止ネットワーク会議の開催	町内の関係機関が連携し、子どもとその家庭の状況を把握することで、自殺リスクの高い方をキャッチし、児童相談所や保健所等必要な関係機関につなぐ対応をとることで、早期の対応につなげられる可能性がある。	子育て支援課
40	児童館・子育て支援事業	こんにちは赤ちゃん家庭訪問・子育て広場・放課後児童クラブ・中高校生居場所づくり事業	乳児の家庭を児童館職員が直接訪問することにより家庭状況の把握や、また児童館で直接触れ合うことにより、保護者や子どもの状況把握を行なう機会ともなる。0歳から継続して成長を見守ることができる児童館では、日頃のかかわりの中での変化や危機的状況にあるケースを発見し、専門機関につなぐなど早期対応ができる。目的がなくても、気軽に立ち寄ることができ、また指導員と常に話が出来る児童館において、中高校生の居場所を確保することも、若年層の自殺リスクの軽減につながる。	子育て支援課
41	認可保育園入所事務	保護者による家庭での保育が困難な乳幼児の保育に関する園入所・相談並びに入所決定	受付窓口において家庭状況を把握することができるため保護者の自殺リスクを早期に発見し、他の関係機関へつなげられる。	子育て支援課
42	ひとり親家庭等医療扶助費・児童扶養手当	ひとり親家庭等医療扶助費の助成・児童扶養手当進達事務	離婚等により家庭環境が変わった場合、貧困や孤独、孤立など自殺に繋がる問題要因を抱え込みやすいことが想定される。当事者と直接窓口で触れ合う機会もあるため、状況の把握や早期発見・対応への接点になり得る。	子育て支援課
43	町立中標津保育園管理運営事業	町立中標津保育園における0～5歳児の保育	保育を通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会が多々あり、悩みを抱えた保護者に気づく接点になり得る。	保育所

No	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課
44	児童デイサービスセンター 管理運営事業	幼児の発達障がい早期発見、早期療育、こども発達支援センター事業の実施	療育やセンター事業を通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会が多々あり、悩みを抱えた保護者に気づく接点になり得る。	児童デイ
45	成人歯科疾患予防対策事業	歯科健康教室、歯科健康相談の実施	教室参加者、相談者の様子について注意をはらい対応することで、自殺リスクの高い方をキャッチし、早期の対応につなげられる可能性がある。	健康推進課
46	食生活改善事業 (成人保健事業) <一般会計、国保特別会計>	栄養教室、依頼栄養教室、集団結果説明会、個別結果説明会、改善相談、来所相談、電話相談、食生活改善協議会支援ほか	食行動は精神的健康状態が反映されることが多くみられることから、教室参加者、相談者に特徴的な食行動が見られた場合は、こころの相談等を勧めることで早期の対応に繋げられる可能性がある。	健康推進課
47	食育推進事業	食育推進連絡会議、食育通信の発行、町広報紙特集号記事掲載、広報紙健康いちばん記事掲載、各種教室の開催、依頼健康教育の実施ほか	食習慣や栄養の偏りは身体や精神の不調の一因になることから、望ましい食生活や共食について定着を図ることは、身体と心の健康の維持につながる。	健康推進課
48	がん検診等事業	健康づくり計画に基づき、健康づくりを推進。成人期からの生活習慣病、がんの予防、早期発見・治療を重点に、がん検診、健康教育等を実施	がん検診等の受診により、病気予防、早期発見・早期治療につなげられるよう努める。精密検査が必要な方へ電話や訪問等で受診を勧奨し、不安な気持ちを受け止める等の必要な支援を行う。	健康推進課
49	健康づくり推進事業	「なかなか健康なかしべつ(中標津町健康づくり推進計画)」の管理、推進 中標津町健康づくり推進連絡会議の開催	健康問題は自殺の大きな要因となることから、病気や障がいを予防し、健康づくりを推進していくことが自殺予防につながる。	健康推進課
50	特定健診・保健指導事業	特定健康診査 特定保健指導の実施 受診勧奨インターネットからの予約受付 『なかなか健康なかしべつキャンペーン』の開催	健診受診や保健指導の機会を通して、病気予防、早期発見・早期治療につなげられるよう努める。また、重症化を予防し、脳血管疾患や心疾患、慢性腎臓病等の疾病予防につなげる。	健康推進課
51	母子保健事業 (母子健康手帳交付・妊婦相談)	母子手帳の交付・妊婦相談・妊婦訪問の実施	妊娠届出時・妊娠中期に保健師の面接を行い、妊婦の身体・精神面の把握や、出産に向けた心配事への支援を行う。必要時には専門機関を紹介する機会となる。	健康推進課
52	母子保健事業 (パパママ教室)	初めて出産を迎えられる夫婦を対象とした教室	パパママ教室を実施し、初めての出産に対する不安の軽減、産後うつ予防、仲間づくりの機会となる。また、妊婦の身体・精神面の状態の把握や出産に向けた心配事の支援を行う。	健康推進課

No	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課
53	母子保健事業 (中標津町養育支援カンファレンス)	支援を必要とする方に対し、医療・保健・福祉で支援の方向性について検討する。	妊娠期から、医療・保健・福祉で情報の共有や検討をすることで、支援を必要とする人への専門的な支援を行う。	健康推進課
54	母子保健事業 (新生児訪問)	新生児のいる家庭を訪問し、新生児、産婦の健康・精神状態、育児状況を観察し、必要な支援を行う。	出産後は、母体の変化や慣れない育児などから、産婦うつや育児ストレスが生じやすい。保健師が訪問し支援することで、不安の軽減に努め、必要時に専門機関を紹介する。	健康推進課
55	母子保健事業 (産婦健診・産後ケア事業)	産後2週間・1か月健診 産後ケア事業(産後1年未満のお母さんと赤ちゃん)	産後の健診費用助成、専門職による心身のケアや育児サービスを行うことで、産後も安心して子育てが出来る支援体制の確保を図る。	健康推進課
56	母子保健事業 (乳幼児健診・相談)	乳幼児健診(3~4ヶ月健診・1,6健・3健) 乳幼児相談(7~8ヶ月児相談・1才児相談・2才児相談)	各健診ごとに養育者の身体面・精神面の確認を行い、変化などに気付き対応し、子育ての悩みを相談する場となる。	健康推進課
57	母子保健事業 (こども相談)	運動・言語など発達に対する専門職の相談	専門職の発達に関する相談を行うことで、子どもの発達を知り、関わり方を学ぶことが出来るため、養育者の不安の軽減へとつなげる。	健康推進課
58	母子保健事業 (栄養事業)	離乳食教室、パパママ教室、すこやかキッズ教室、乳幼児健診・相談時の栄養相談、電話相談、来所相談、電話訪問、自宅訪問、その他健康相談	教室や健診相談は、保護者や子どもの状況把握を行う機会となり、悩みを抱えた保護者に気づく接点になり得る。	健康推進課
59	母子保健事業 (歯科事業)	1歳6か月児歯科健診、2歳6か月児歯科健診、3歳児歯科健診、園児歯科健診、乳幼児相談、園児歯科指導、学童歯科指導ほか	健診相談時の保護者等の様子に注意を払い対応し、支援が必要と思われる場合には、こころの健康相談等につなぐことで、早期支援を図られる可能性がある。	健康推進課
60	こころの健康づくり支援事業	家庭訪問、来所・電話相談、健康教育の実施研修会への参加	こころの健康相談を実施し、不安を抱えている方に寄り添い支援を行う。また、健康教育の開催により、こころの健康づくりの普及啓発を行う。職員の研修会への参加によりスキルの向上を図る。	健康推進課
61	健康危機管理の充実	乳児・学童・高齢者に対する感染症予防対策の実施(勧奨対策)	予防接種に関する各種相談に応じることで、支援が必要な方々との接触の機会となり得る。また、相談の中で状況の聞き取りを行い、必要があれば、保健師や他機関につなぐ対応を取ることで、支援の接点となり得る。	健康推進課

No	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課
62	農業農村活性化資金貸付金	農業者及び農業法人等の農業経営改善合理化の推進、生産性の向上、生活環境の整備をする資金の貸付を行い、農業経営の安定並びに快適な農村社会を形成する。	資金を無利子で貸付することで、農業経営及び生活環境の安定化を図る。資金繰等のリスクを軽減し、農業経営を円滑に進めることによって自殺対策の一助とする。	農林課
63	新規就農者対策事業補助金	営農意欲と優れた経営管理技術を備えた新規就農希望者の就農に対し新規就農時の金銭的負担を軽減するための補助金を交付することで町の基幹産業の中核的担い手としての育成を図り、農業の振興と地域の活性化を図る。	補助金を交付し新規就農時の金銭的な負担を軽減することによって、安定した農業経営を支援し自殺リスクを軽減する。	農林課
64	JA計根別新規参入者バックアップチーム	新規就農者等が円滑に就農するためのバックアップチームを組織し就農後も早期安定営農を実現するための支援を行う。	新規就農者に対しバックアップチームを組織し、営農面を始め、地域への関わりや生活環境などの相談・支援を行うことで精神的安定を図り自殺リスクを軽減する。バックアップチームのメンバーにゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、指導・助言の機会に自殺リスクのありそうな新規就農者から相談を受けた場合には、適切な相談機関につなぐ等の対応を取れるようになる可能性がある。	農林課
65	JA中標津担い手創出協議会	ルーキーズカレッジを開催するなどして、担い手の育成を農業経営及び生活環境面からも支援するため相談・支援を行う。	ルーキーズカレッジを開催するなどして、担い手の育成を農業経営及び生活環境面からも支援することで精神的安定を図り自殺リスクを軽減する。支援者にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、指導・助言の機会に自殺リスクのありそうな新規就農者から相談を受けた場合には、適切な相談機関につなぐ等の対応を取れるようになる可能性がある。	農林課
66	小規模事業指導補助	商工会の経営指導員が行う経営改善普及事業に要する経費の一部を補助	経営上の様々な課題に関して、経営指導員に相談できる機会を提供することで、経営者の問題状況を把握し、その他の問題も含めて支援につなげられる。	経済振興課
67	通年雇用促進支援事業	根室管内4町の季節労働者を対象に、通年雇用に向けたセミナーや資格取得講座等を行う。	季節労働者の通年雇用化を図ることで、経済的に安定し、自殺のリスクを軽減できる。	経済振興課
68	労働福祉対策事業補助	連合北海道中標津地区連合会が実施する、労働福祉対策事業の経費の一部を補助する。	労働者の労働問題の相談や改善に向けた活動、労働者同士の交流を図ることで、労働者の自殺リスクを軽減することができる。	経済振興課

No	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課
69	橋梁等改修事業	町民生活の利便性の向上や地域活性化に向け、橋梁の長寿命化に向け、定期的に調査、点検、修繕、維持管理を行う。	橋梁調査点検パトロールの際に、自殺事案の発生や可能性がないか確認することで、自殺発生を防ぐ手立てとなり得る。	管理課
70	橋梁長寿命化修繕事業	町民生活の利便性の向上や地域活性化に向け、橋梁の長寿命化に向け、定期的に調査、点検、修繕、維持管理を行う。	橋梁調査点検パトロールの際に、自殺事案の発生や可能性がないか確認することで、自殺発生を防ぐ手立てとなり得る。	管理課
71	道路維持補修経費	町民生活の利便性の向上や地域活性化に向け、道路施設の定期的に調査、点検、修繕、維持管理を行う。	道路点検パトロールの際に、自殺事案の発生や可能性がないか確認することで、自殺発生を防ぐ手立てとなり得る。	管理課
72	街路維持補修経費	町民生活の利便性の向上や地域活性化に向け、街路施設の定期的に調査、点検、修繕、維持管理を行う。	街路点検パトロールの際に、自殺事案の発生や可能性がないか確認することで、自殺発生を防ぐ手立てとなり得る。	管理課
73	都市公園管理経費 (指定管理)	公園施設の維持管理運営を指定管理者に委託することにより、利用者の安全性、利便性を図る。	公園点検パトロールの際に、自殺事案の発生や可能性がないか確認することで、自殺発生を防ぐ手立てとなり得る。	管理課
74	河川管理経費	町民が安心して生活できる、災害に強い安全なまちをつくるため、洪水などによる被害防止等、河川の適切な維持管理を行う。	河川点検パトロールの際に、自殺事案の発生や可能性がないか確認することで、自殺発生を防ぐ手立てとなり得る。	管理課
75	公営住宅建設事業	中標津町公営住宅等長寿命化計画に基づく老朽化した公営住宅の整備	公営住宅は、生活困窮者、低所得者等の施設であり、公営住宅の建設に当たっては、入居者の日常の生活の基盤となるため、生活しやすく生き甲斐のある住環境の創出が必要である。(自殺対策を考慮した建設計画)	都市住宅課
76	公営住宅維持管理	町営住宅の修繕維持管理を行う。	公営住宅の入居者及び申込者は、生活困窮者、低所得者など、生活面で深刻な問題を抱えている方がおり、生きることの包括支援として位置付けが必要である。特に公営住宅使用料の滞納者は、生活面で深刻な問題を抱えている方が多く、そのような方のための相談しやすい窓口等の対応が必要。また、日常生活の中で、ストレスのないコミュニティの形成が必要である。(自殺対策を考慮した管理運営)	都市住宅課

No	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課
77	学校における働き方改革	「学校における働き方改革」行動計画の作成	これまでの働き方を見直し、教員が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い教育の質を高めるといふ、働き方改革の目指す理念を共有しながら、過労死や自殺の要因を取り除き、自殺の予防につなげる。	教育委員会 管理課
78	育英資金貸付金	中標津町育英資金運営委員会にて選考のうえ貸付者を決定	貸付対象の保護者又は学生との面談時に、家庭の状況やその他の問題等につき聞き取りを行うことで、資金面の援助に留まらず、他の機関、部局につなげて包括的な支援を行っていくことが可能になる。今後については、他の機関、他の部局と連携し、貸付対象の学生に相談先一覧等のリーフレット等を作成、配布することで、支援先の情報周知を図ることもできる。	教育委員会 管理課
79	義務教育扶助費	経済的な理由によって、就学困難と認められる児童・生徒及び特別支援学級に在籍の児童・生徒の保護者に対して、学用品、修学旅行費、体育実技用具等を給与をする。	就学に際して経済的困難を抱えている児童・生徒は、その他にも様々な問題を抱えていたり保護者自身も困難を抱えている可能性が考えられ、学校に係る費用を扶助することによって保護者の負担を軽減できる。	教育委員会 学校教育課
80	スクールソーシャルワーカー(SSW)活用事業	問題を抱える児童・生徒への支援・問題解決の対応を行うスクールソーシャルワーカーを配置	児童生徒の問題行動の背景には、児童生徒の心の問題とともに、家族、友人関係、地域、学校等、児童生徒の置かれている環境の問題が複雑に絡み合っていると考えられることから、教育分野だけでなく、社会福祉の経験を活かした教育相談の実施・関係機関との連携により、早期の対応につなげる。	教育委員会 学校教育課
81	スクールカウンセラー(SC)活用事業	児童生徒の臨床心理に関して高度で専門的な知識及び経験を有するものをスクールカウンセラー配置、派遣	児童生徒へのカウンセリング、教員・保護者への助言・援助を実施し、児童生徒の心の悩みの深刻化やいじめ・不登校等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応を図る。	教育委員会 学校教育課
82	小中一貫教育推進事業	小中一貫教育を導入し、児童生徒が安心・安全に通える学校づくりを推進する。	小中一貫教育導入推進の中で、「中1ギャップ解消」のため様々な取組を実施する。	教育委員会 学校教育課
83	自殺予防教育	平成29年度より小中学校の授業で自殺予防教育を取り入れている。	小中学校の保健体育の授業で自殺予防に関する教育をすることで、小中学生に対する自殺予防に関する啓発・周知の場となる。	教育委員会 学校教育課
84	教育相談センター事業	青少年の健全育成及び不登校児童生徒の支援を図る。	児童・生徒の相談業務、関係機関との連携により早期の対応につなげる。	教育委員会 学校教育課
85	相談窓口の周知	教育委員会・教育相談センター・24時間子どもSOSダイヤル(0120-0-78310)の周知	児童生徒の困難な事態、強い心理的負担を受けた場合に対応できる相談窓口の周知を実施する。	教育委員会 学校教育課

No	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課
86	幼稚園家庭教育学級活動支援	学習機会の充実整備として家庭教育学級運営費補助金を交付	家庭教育学級の学習活動において、こころの健康づくりに関する内容ができれば問題啓発と研修機会となり得る。	教育委員会 社会教育課
87	生涯学習研修講座	年1～2回町民向けに講演会を実施	こころの健康づくりに関する講演会の開催により問題啓発と研修機会となり得る。	教育委員会 社会教育課
88	学校給食センター管理運営費(給食費の未納対策)	給食費の未納対策	給食費の滞納をしている方は、経済的な困難を抱えている方も少なくない。状況の聞き取りを行い、必要に応じて様々な支援機関につなげる等、支援への接点となり得る。	学校給食センター
89	就学環境支援対策事業(通学費助成)	通学費助成	就学環境を経済的な面から支援し、就学環境の安定化を図る。	農業高校
90	就学環境支援対策事業(実習服購入費助成・資格検定料助成)	実習服購入費助成・資格検定料助成	就学環境を経済的な面から支援し、就学環境の安定化を図る。	農業高校
91	医療相談窓口	病院医療相談室を利用した各種支援	地域住民・患者からの医療相談(経済・社会・心理)を通し、治療が必要な場合は、精神科受診を勧め、併せて、予防や生活支援が必要な場合は、関連機関につなげ、自殺予防・生きるを支える支援を行う。	町立病院 医事課
92	救急医療体制の充実	町内での2次医療機関として救急指定を受けており、365日24時間救急患者の受け入れを行っている。	専門的な治療が必要な場合は、当院精神科にて対応し、精神科入院治療が必要な場合は、他院を紹介するなど、切れ目のない医療を提供する。また、関係機関で発行している自殺予防のパンフレットを常備し、必要に応じ紹介する。	町立病院 医事課
93	看護職員等研修	看護職員の課題に応じた対策や研修を実施	入院患者に対しては、日常業務の中で、ゲートキーパの役割をしており、異変がある場合については主治医に報告をしている。職場向けには研修事業の中で役付き職員を対象とした研修を実施。メンタル不調者を早期発見し、未然に防止、予防することで、職員の自殺予防につなげる。	町立病院 管理課
94	各種救命講習の受講	事業所や学校からの各種講習実施要請に対応し各種救命講習等を実施。毎年9月9日の救急の日に合わせて、一般公募による普通救命講習を開催	受講者に啓発用パンフレットを配布し啓発を呼び掛ける。	消防署

5. 施策に対する指標

基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

成果指標	現状値	目標値
	令和5年度	令和10年度
中標津町生きるを支える連携会議の開催	1回/年	年1回以上開催
中標津町生きるを支える地域連絡会議の開催	0回/年	年1回以上開催
中標津町健康づくり推進連絡会議の開催	1回/年	年1回以上開催

(2) 自殺対策を支える人材の育成

成果指標	現状値	目標値
	第1次計画期間	第2次計画期間
ゲートキーパー養成講座（町民対象）	116名受講	100人以上が受講
ゲートキーパー養成講座（町職員）	28名受講	町職員（病院除く）の 100人以上が受講

(3) 住民への啓発と周知

成果指標	現状値	目標値
	令和5年度	令和10年度
各種相談窓口に関する周知	年2回周知	年2回以上周知
成果指標	現状値	目標値
※評価年度は中標津町健康づくり推進計画のアンケートに合わせて実施	令和2年度	令和7年度
中標津町健康づくり推進計画において睡眠で休養が十分とれている方の増加	54.5%	60%以上
中標津町健康づくり推進計画において相談できる場や人がある方の増加	76.5%	80%以上

(4) 生きることの促進要因への支援

成果指標	現状値	目標値
	令和4年度	令和10年度
こころの健康相談を利用できる方の増加	26名（実人員）	増加

(5) 児童生徒の SOS の出し方に関する教育

成果指標	現状値	目標値
	令和 5 年度	令和 10 年度
自殺予防教育	実施	継続

重点施策

(1) 子ども・若者への対策

成果指標	現状値	目標値
	令和 5 年度	令和 10 年度
『中 1 ギャップ解消』の取組	学園内で接続を円滑に実施	町内全校で成果を共有する
自殺予防教育	実施	継続

(2) 勤務・経営問題への対策

成果指標	現状値	目標値
	令和 5 年度	令和 10 年度
企業へまちづくり出前講座の実施	0 件/年	2 件/年以上

(3) 高齢者への対策

成果指標	現状値	目標値
	令和 4 年度	令和 10 年度
後期高齢者医療保険加入者の健康診査受診率	8.7%	増加

(4) 生活困窮への対策

成果指標	現状値	目標値
	令和 5 年度	令和 10 年度
民生委員・児童委員協議会での研修実施	-	1 回/年以上

【参考資料】

1. 自殺対策基本法
2. 中標津町生きるを支える連携会議設置要綱
3. 中標津町生きるを支える地域連絡会議設置要綱
4. 中標津町生きるを支える自殺対策行動計画策定委員会設置要綱

1. 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二條）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二條 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三條 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
 - 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四條 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五條 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

2. 中標津町生きるを支える連携会議設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策について庁内関係部署の緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進するため、中標津町生きるを支える連携会議(以下「連携会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 連携会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
- (2) 自殺対策の推進に係る普及及び啓発に関すること。
- (3) 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
- (4) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

(組織)

第3条 連携会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、町長をもって充て、委員会を統括する。

3 副委員長は、副町長、教育長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員は、別表一に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 連携会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、町民生活部長をもって充てる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して連携会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務の連携)

第5条 連携会議は、所掌事項を円滑に推進するために、中標津町の所管する所掌事項と関連する会議等の連携を図ることとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康推進課、福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

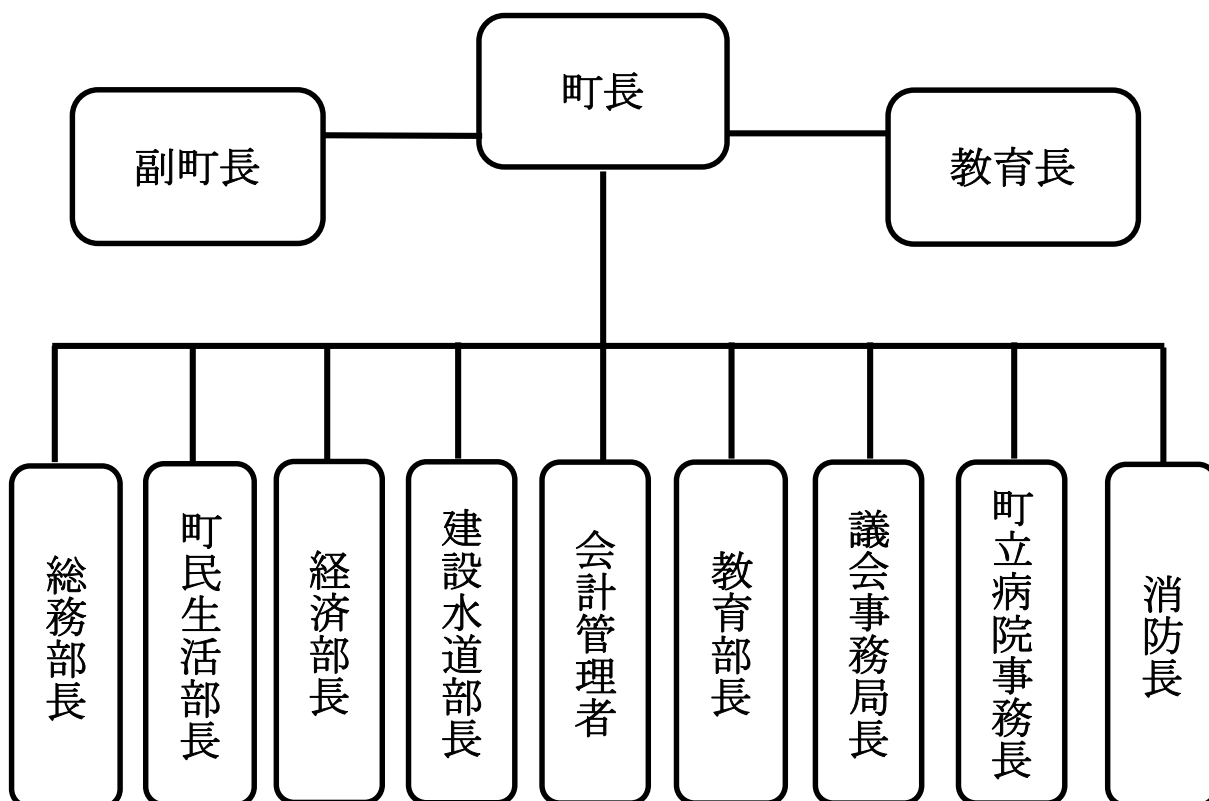
附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表一 (第3条関係)

委員	総務部長 町民生活部長 経済部長 建設水道部長 会計管理者 議会事務局長 町立病院事務長 教育部長 消防長
----	---

中標津町生きるを支える連携会議体制図



3. 中標津町生きるを支える地域連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 本町の自殺対策について、地域の関係機関との連携により地域ネットワーク体制を構築し、地域における自殺対策の総合的な推進を図るため、中標津町生きるを支える地域連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策に係る施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 自殺対策に係る関連施策の連携、協働に関すること。
- (3) その他自殺対策の推進に関すること。

(構成)

第3条 連絡会議は、次の各号に掲げる関係機関の職員をもって組織する。

- (1) 保健・医療関係機関
- (2) 教育関係機関
- (3) 産業関係機関
- (4) 福祉・介護関係機関
- (5) 警察・消防関係機関
- (6) 司法関係機関
- (7) その他町長が適当と認める機関

(会議)

第4条 町長は、連絡会議を開催するときは、構成機関にあらかじめ通知する。

2 会議の議長は、健康推進課長又は福祉課長が行う。

3 連絡会議は、必要に応じ構成機関以外の者の出席を依頼することができる。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、町民生活部健康推進課及び福祉課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

4. 中標津町生きるを支える自殺対策行動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定に基づく中標津町生きるを支える自殺対策行動計画（以下「行動計画」という。）の策定に当たり、関係者から広く意見を聴取するため、中標津町生きるを支える自殺対策行動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、行動計画の策定について、町長の求めに応じて意見を述べるとともに、必要な助言を行う。

(構成)

第3条 策定委員会は、15名以内の委員で構成する。

2 委員は、次に掲げる関係機関の中から町長が委嘱する。

- (1) 保健・医療関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 産業関係者
- (4) 福祉・介護関係者
- (5) 司法関係者
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が終了するまでの期間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、策定委員会の会議の議長となり、会務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、必要に応じて会議を招集する。

2 策定委員会は、必要に応じて関係者を出席させて、その意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、町民生活部健康推進課及び福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

中標津町生きるを支える自殺対策行動計画策定委員名簿

	所 属	職 名	氏 名
1	町立中標津病院	医事課主幹	藤田 泰
2	北海道中標津保健所	保健師	千葉 滉也
3	中標津町小中学校校長会	事務局長	須貝 貴典
4	中標津町農業協同組合	管理部長	白井 守
5	計根別農業協同組合	総務部長	熊谷 昌仙
6	中標津町商工会	事務局長	須郷 洋機
7	(一社) 中標津青年会議所	理事長	小田 康夫
8	中標津町介護保険事業者協議会	事務局長	○犬伏 善則
9	(社福) 中標津町社会福祉協議会	常務理事	◎二瓶 隆司
10	中標津町民生委員児童委員協議会	心身障がい者部会長	石崎 龍彦
11	根室圏域障がい者総合相談支援センター あくせす根室	地域づくりコーディネーター	浜尾 勇貴
12	釧路弁護士会	弁護士	猪原 健弘

◎ : 委員長 ○ : 副委員長

第 2 次中標津町生きるを支える自殺対策行動計画

発行 中標津町

〒086-1197

北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地

TEL 0153-73-3111

FAX 0153-73-5333

発行日 令和6年3月

編集 中標津町町民生活部福祉課

中標津町保健センター健康推進課